

資料編「千一問」試訳

本編は、『カラム』の第86号から第106号までに掲載された「千一問」の質問(Q)とそれに対する回答(A)を日本語訳し、掲載順に配列したものである。質問冒頭のQ.xxx(yyy-zz):xは編集の過程で付けた通し番号、yは『カラム』の号数、zはその号のなかで掲載された順番を指す。書誌情報は号ごとに付した。ただし、第89号のQ.493は都合により割愛した。

- 訳文中の()は原文に現れる表現、[]は原文にはないが日本語訳において補った表現を指す。
- 回答において聖典コーランが引用されている部分は、訳文はマレー語からの直訳として、注にコーランの日本語訳(井筒俊彦訳『コーラン(上中下)』岩波文庫、1957)の該当部分を示した。
- マレー語、アラビア語などの原語をそのまま表記する場合、必要に応じて注釈を付した。注釈は、初出の箇所のみにし、2回目以降は省略したが、その場合下線を付して前の箇所に注釈を入れたことがわかるようにした(一つの質疑応答の中でのみ複数回出てくる語は除く)。複数の質問に登場する語とその注釈は以下の通り(五十音順、最後の数字は初出箇所の質問の通し番号)。

- イジュティハード [イスラム学者による解釈行為、488]
- イジュマー [合意、501]
- イスラー [夜の旅、495]
- イバーダート [信仰行為、487]
- カディ [イスラム法の裁判官、504]
- カリフ [ウンマの代表者(を示す称号)、492]
- カンボン [集落、545]
- キヤイ [イスラム指導者(を示す称号)、486]
- キヤース [類推、501]
- ザカート [喜捨、490]
- ジン [妖霊、492]
- スンナ [ムハンマドの言行に由来する慣例、485]
- タービーーン [教友の弟子、504]
- タフシール [コーラン注釈、545]
- タラーク [夫が妻に行う離婚宣言、505]
- ナフダトゥル・ウラマー [500]
- ニサーブ [ザカートが課される最低余剰財産、515]
- ニスフ・シャバーン [イスラム暦8月15日、487]
- ビドア [逸脱、486]
- ファシク [イスラム法が禁じた罪を犯した者、531]
- ファトワ [法学者が信徒の質問などに対して、イスラム法に基づいて判断を下す法学裁定、488]
- フィドヤ [宗教的義務を免除される代わりに払う補償金、487]
- ミラージュ [昇天、495]
- ラカート [礼拝の動作単位、501]
- UMNO [統一マレー人国民組織、540]

■ 第86号 [Qalam 1957.9:39-41]

Q.485(086-01)

少し前に地元のマレー語新聞で、パキスタンのシュラワルディ首相がバンコク訪問の際にフランス大使館でダンスをしている写真が掲載されました。昨年三月にパキスタン政府はイスラム国家であると宣言したのではなかったのでしょうか。首相はイスラム政党出身ではないのでしょうか、あるいはパキスタン国内でのみイスラム法が実施され、国民だけがそれを実行するのでしょうか。この件に関してご説明願います！

A.485

パキスタンは、イスラム国家を宣言した世界で最初の国である。それはアッラーの御言葉と使徒ムハンマドのスンナ [ムハンマドの言行に由来する慣例] に従

い、最終目的に向かって徐々にイスラム法を国内で実施していく国家である。現状ではイスラム法を直ちに実施することはできない。それゆえそれを徐々に実施していくことになるが、しかし全ては最終目的、すなわちアッラーの御言葉と使徒ムハンマドのスンナを基盤とすることを目指している。我々が知る限り、シュラワルディ氏はイスラム教徒である。なぜなら、非イスラム教徒がパキスタンの首相として任命されることはあり得ないと判断するからだ。そのようにダンスをすることは実際のところイスラム国家の首相として為すべきではない違反行為である。なぜなら、もし国家の指導者自身が禁止を明記する法に反したならば、おのずとイスラム教徒自身の信頼を失うことになり、イスラム教徒自身、つまり民衆だけでなく国家の行政を

担う首相からさえもイスラム法は尊重されていないとして、他の人々からの嘲りの対象となってしまうからだ。イスラム法は国民だけが実行するためにあるのではなく、とりわけ指導者自身にも課されているのである。したがって、そのような行為は民衆の目から見て、実に誤った恥ずべき行為である！こうした軽卒な行動が再び起こらぬよう、パキスタンの議員たちがこのような事を禁ずるべきである。以前にも、ここシンガポールでパキスタンの使節団がパキスタンの建国を祝うために酒を出したが、民衆からそれを批判されと、二度とそのようなことはしないと認めたことがある。

Q.486 (086-02)

(遺族の意見によると) 死者が礼拝と断食を行わなかったため、死者が神の命令を怠った償い金を死者の遺族が払うためお金を出し、それをキヤイ [イスラム指導者 (を示す称号)] に渡すことはビドア [逸脱] ですか、あるいは違いますか (噂によるとそのお金はメッカに送られるそうですが?)。それにより礼拝と断食を償うことはできますか。

A.486

イスラム教には、礼拝といった神からの命令を行わないまま放置した者の罪を、他人が償うことを許す文言は一つもない。人が怠った礼拝や犯した他の罪を償うことはできないのだ。礼拝に対するフィドヤ [宗教的義務を免除される代わりに払う補償金] はない。フィドヤがあるのは、神が定め給うた断食を、一定の理由により果たせなかったことに対してだけである。

Q.487 (086-03)

私の村では毎年ニスフ・シャバーン [イスラム暦8月15日] の夜になると村人全員がモスクに集まり、コーランの「ヤー・スィーン」の章を読誦しています。それゆえ、私は以下のことを知りたいと思います。それを行うことは義務ですか。それは法的にどうなりますか。また使徒ムハンマドやその教友たちは行ったことがありますか。もしあるなら何年にそれが行われたのか、またそれに該当するハディースやコーランの章を挙げて下さい。またイスラム法およびイスラムの観点から、ニスフ・シャバーンの意味を教えてください。

A.487

いくつかのハディースに記されているように、ニスフ・シャバーンとは幸福な夜であることに疑いの余地はない。その中にはイマーム・アフマド、アルティルミ

ディー、そしてイブン・マージャによって伝承されたサイディーナ・アーイシャのハディースがある。それゆえ、アッラーの使徒ムハンマドが行ったように、イスラム教徒の人々はその幸福な夜にイバーダート [信仰行為] の数を増やすべきなのである。しかし、そのイバーダートはモスクではなく、家で行うべきである。よって現在普段行われているような、ニスフ・シャバーンの夜にモスクに集まり、コーランの「ヤー・スィーン」の章と、有名なニスフ・シャバーンの祈りを交互に3回読誦することは預言者ムハンマドによって行われたことがなく、それは単に後世の人によって作り上げられた行いに過ぎない。

Q.488 (086-04)

私はジョホール政府のムフティ [ファトワと呼ばれるイスラム法の法学裁定を出すことができるイスラム法学者] にいくつかの質問を送りましたが、それに対する回答は、単に「正しくない」、「許されない」などといった単語を並べているだけで、回答の中には質問に関する説明が少しもありませんでした。私はバンドンのアルウスタズ・ハサン・ビン・アフマドの著書『一問一答 / Soal Jawab』に関して、その著書中である問題に関するコーランやハディースの文言を根拠とした説明を沢山読み、その中に私がジョホール政府の宗教学校で学んだ内容と異なる説明を多く見つけたことについて質問しました。私の得た回答において、彼はカーディヤーニー派 [インドでおこったイスラム復興運動の教団アフマディーヤの一派] について注意を促しつつ、彼らは、民衆がシャーフィイー派から離れ、カーディヤーニー派に属させることを狙い、宗教上のイジュティハード [イスラム学者による解釈行為] を行って、民衆に見解の相違をもたらすと明言する人もいる、と述べました。『一問一答』に関して、彼はその本を読んでおり、彼の見解では、本の中には間違い、嘘、そして無知が満ちていると述べました。

A.488

あなたの質問に対する回答では、その事項が正しいか否かを判断するための説明がなされていないということが、あなたが我々に同封してくれた添付文書の中で分かった。ゆえに、通例ではそれを受け入れるかどうかはあなた次第だが、我々の見解では、それに関する説明もないままだ単語だけ、正しくない、許されないなどといった言葉だけの回答を以て出されたファトワ [法学者が信徒の質問などに対して、イスラム法

に基づいて判断を下す法学裁定]ではなく、可能な限りの説明を加えた回答をすることが極めて望ましいと考える。あなたの質問に対するジョーホルのムフティによる説明では(同封されたに添付文書よると)、「本の中には間違い、嘘、そして無知が満ちている」という。あなた自身『一問一答』を詳しく読んだ上で、あなたはこのファトワを信じるのだろうか。それはあなた次第だが、我々の見解では、それが絶対的なものとなり、人々が盲目的に従い、それを一般化することがないよう、ムフティはどこが誤りなのか指摘すべきである。なぜなら、この問題における意見交換はきちんと管理されるべきだからだ。ムフティは、彼の知識と見解に従い、もし誤りがあるならばどこなのか、いかに正しいのかを一般の人々が知るために、『一問一答』に対する反論本を書くべきである。なぜなら、『一問一答』の本の中で回答されている問題の大半はアッラーの啓典と神の使徒ムハンマドのスナナに基づいたものだからだ。『一問一答』の中の説明のもととなっているアッラーの啓典と神の使徒ムハンマドのスナナの正確な説明を、嘘、誤り、そして無知であると民衆は思うだろうか。よって、ムフティは一般の人々が判断するための根拠となるよう、絶対的な判断を下すのではなく、その本に対する反論本をまさに書くべきである。あなたへのファトワに対する回答は説明が一つもなされておらず、我々がそれを受け入れるには、ファトワの中に何らかの説明が伴わなければならない。ファトワが出される場合は、説明を伴うことが望ましい。根拠がないまま、まさに正しい、許されるなどといった言葉を用いるだけではいけない。

我々の見解では、見解の相違がある問題を議論する人々、あるいはカーディヤーニー派に属してイジュティハードを下していると主張する人々に対する皮肉をそのまま混同しない方がいいと考える。なぜなら、皮肉の人々は、カーディヤーニー派の活動を公然と、そして非常に堂々と妨害も非難もしていることを我々は数多く読んだからだ。

Q.489(086-05)

シブのダト村の村長アバン・ハジ・イブラヒム氏は、シブのモスクにおいて、少し前から世界の全ムスリムが行っているような預言者ムハンマドの生誕祭を祝うパレードを、来年シブのムスリムが行うことは許されない、なぜなら、そのような行いは全て**ビドア**であるからだ、と講話しました。

A.489

インド、インドネシア及びマラヤのイスラム団体が預言者ムハンマドの生誕祭の祝い事を行うことはアッラーとその使徒ムハンマドによって命じられてはいない行動だということを理解しており、また彼らはそのような祝い事はアラブ諸国で行われていないことも知っている、ということは実に明白である。彼らがそのような祝い事をするのは、その祝祭の過程で他の信仰行為をせずに、敬愛と慈しみの気持ちを表すためである。最善の忠告としては、神の命令を実行し、その禁止事項を避けることだ。そのように努めることが望ましく、より完璧であるということは間違いがない。現在世界では、生誕祭を記念するのにそうした方法が好まれる状況にあるため、その方法や目的を理解していることを条件に、質素に、度が過ぎない程度に行うのがよい。村長の説明は確かに法の観点からして適切であり、ゆえにそれを行うかはあなた方個人の判断次第である。

■第87号 [Qalam 1957.10:7-8]

Q.490(087-01)

なぜキリスト教団体はより活発にこの国でキリスト教を広め、その学校はより完備されてより見事で、その上印刷物や本が常に無料で配られているのでしょうか。一方、イスラム教団体は大きく取り残されています。取り組みが遅く、その学校は嘆かわしい混乱した状態にあり、イスラムの良さを説く無料の冊子や本がほとんど無いのはなぜでしょうか。

A.490

そのような状況が生じている理由は、キリスト教の布教団体はヨーロッパとアメリカに本部を持つ慈善団体から数百万リングの援助を得ているからである。その上、彼らはマラヤ連邦とシンガポール政府から同じように数百万リングの援助を受けているからだ。しかしイスラム教の布教団体はその逆で、貧しい国民の寄付だけに依存している。我々マラヤのイスラム教徒の中には多くの貴族や資産家がいるが、彼らのなかで慈善家になる人々は極めて少ない。我々の一部の貴族や資産家たちはアッラーの御言葉を高めるための寄付をすることを惜しんでおり、そのうえ、果たすべき義務に従ってザカート[喜捨]の支払いをしていない者もいる。その間、彼らはこの世の運に恵まれてきたと言える。裁判所に告発されたことがないからだ。ザカート・フィットラ[義務的な喜捨]の支払いをしなかったが

ゆえに裁判所に引きずり込まれ、告発され、裁かれるのは、いつも慈善家だが貧しい庶民である。

我々マラヤのイスラム教徒の中には宗教の保護者や権力を握るイスラム教の指導者たちが存在するが、残念なことにこの国のイスラム教は然るべき援助を受けていないどころか、キリスト教の学校や団体に見られるような最低限の援助すら受けていない。もしそうでなければ、少し前に新聞で報道されたように、マラヤ連邦がキリスト教の学校のために一年間で150万リンギの費用を支出する一方で、あらゆる村や地域におけるイスラムの教えを復活させるための(民間の)宗教学校は1センたりとももらええず、混乱のまま放置されるようなことが起こるはずがない。これこそが、自分たちの祖国においてイスラム教を布教する取り組みが停滞しているのと比べ、キリスト教の布教が活発である様々な原因である。今や独立した政府の首脳陣とイスラム教徒の国民自身は、植民地時代の状態のように、この嘆かわし状態をそのまま放置しておくことは無論ないだろう。いかなる事においても、我々イスラム教徒は強大で崇高なアッラーの御前で感謝すべきである。すなわち、たとえ抑圧され弾圧されようとも、我々は変わらずイスラムに忠実に、またイスラムの中で生き、そして死ぬことを理想とすべきなのである。

Q.491 (087-02)

ソンコ [マレーの男性用の帽子] の宗教及び民族との関係は何でしょうか。老人たちが述べている次のような考えは正しいでしょうか。「ソンコを被ることはスナナであり、もしそれを被らなければ、それは罪深いことである」。

A.491

イスラム教では衣服の問題についての定めはない。イスラム教で定められているのは隠すべき男女のアウラ [露出してはいけない身体の部分] である。衣服の形や種類はその民族の判断次第であり、それは無論世界の文化や環境に適した形をしている。例えば、暑い国に住む人の衣服と寒い国に住む人に衣服は同じではない。白人は帽子を被り、アラブ人はターバンを巻き、そしてマレー人はソンコを被り、またダスタル [頭に巻く布製の帽子] を巻く (タンジャック [ダスタルと類似した帽子] を被る)。「ソンコを被ることはスナナであり、もし被らなければ、それは罪深いことである」と述べる人々の考えは、宗教の観点からすれば正しくない。しかし、いかに我々の老人たちはマレー文化の旗印となる

着衣に愛着を持っているかについては理解できる。また、一つの良き慣習、すなわちマレー文化を表すソンコを被る習慣を守る彼らの揺るぎない主張は理解できる。

独立以前は、マレーのソンコはイスラム教徒、つまり全員がイスラム教徒であるマレー人、そしてこの国でイスラム教を信仰する外国人が被っていた。しかし、現在ではマレーのソンコはイスラム教徒以外の人々も被り始めている。それは、政府の役職に就いている華人やヒンドゥー教徒などである。この新しい現象は、マレー文化が既に独立し主権を有するマラヤの文化の基盤になるであろうというはっきりとした印象を与えている。

■第88号 [Qalam 1957.11:45-48]

Q.492 (088-01)

預言者アダムが最初の人間というのは本当ですか。

A.492

この事柄に関してはイスラム教のウラマーや非イスラム教徒の学者によって既に詳しく議論されている。よってここではその核心部分の説明を提供する。この預言者アダムについては二通りの意見がある。預言者アダムは「最初の人間ではない」と主張する者もいれば、預言者アダムこそが「最初の人間である」と主張する者もいる。この両方のグループはそれぞれ根拠を提示している。以下に重要な部分だけを解説する。

第一のグループ このグループは、預言者アダムは最初の人間ではないと考えている。その根拠は二つある。一つ目は、ダーウィン (チャールズ・ロバート・ダーウィン、英国人、自然科学者、1809-1882) の見解である。二つ目は (彼らの見解による) いくつかのコーランの節によるものである。

ダーウィンの見解 ダーウィンは明確ないくつかの根拠を示し、この世界に存在する全ての物の起源は一つ、つまり単一の種から誕生したと断定した。その数千年後、次第に、そしていくつかの外的要因や状況により、植物、金属、動物などが誕生した。全ての動物は元々一つの集団で、一つの場所に生息していた。その状態が続くと、やがて数が増加し、場所が不足するに至った。それゆえ動物たちは散り散りになり、別々の生息地を探さざるを得なくなった。この移動により、様々な天候や状況を経験し、多様な外見や行動を取る動物の種がいくつも誕生したのだ。ライオン、虎、山羊、牛、鳥などになった。同様に、通常「類人猿」と呼ばれる動物もそこから誕生した。そして連続的な進歩 (進化) に

より、この「類人猿」から十分に完璧で洗練された動物、すなわち「人間」が生まれた。結論として、ダーウィンの考えによると、「人間」は「類人猿」から誕生したのである。このダーウィンの意見（理論）を詳細に見ていくと、預言者アダムはそのままの姿で、つまり一度にアッラーによって創られたのではなく、既にこの世に存在していた種の将来の姿である人間から生まれたということが明らかである。それゆえ、彼は「最初の」人間ではなく、彼は新しく生まれた生物の一つに過ぎない。よって預言者アダム以前に他の生き物（将来の人間）がいたのである。以上がダーウィンの見解である。

コーランの説明 同様にこの一番目のグループの見解によると、最も高貴なるコーランの中で、強大で崇高なアッラーは次のように仰せになった。「さて（思い起こしなさい）、汝らの神が天使に『まことにわしは地上にカリフ〔ウンマの代表者（を示す称号）〕を置こうと思う』と言いつた時、彼らは『なぜ地上に害をなし、血を流す生き物をそこにお置きになるのですか』と言った」（コーラン「牝牛」の章第30節）¹⁾。この節の中に「カリフ」という言葉がある。カリフとは「代理者」という意味である。「代理者」と呼ばれる人にはそれぞれその者が代理となる人物が誰かしらいるはずである。では彼は誰の代理なのだろうか。それは自身（アダム）の種をおいて他にない。なぜなら、神が上述のように言いつた時、天使は「なぜ地上に害をなし、血を流す生き物をそこにお置きになるのですか」と言ったからだ。よって、もし天使が思い浮かぶ事例あるいは何らかの出来事が預言者アダムの誕生する前に起こっていなかったとしたら、天使がそのように質問あるいは発言した理由はどのようにして生じるだろう。また、害をなし、血を流す生き物とは、通常「人間」ではないか。したがってアッラーがいわんとする「代理者」（カリフ）とは預言者アダム以前に存在した人間の「代理者」を意味するのではないのだろうか。

アッラーが天使におっしゃられたその「カリフ」という言葉は、いくつかの国を壊滅させた後に下された、次の啓示と全く同じである。「その後我らは汝らを地上においてカリフとした……」（コーラン「ユースス」

の章第14節）²⁾。この「カリフ」という言葉も同じように「代理者」、つまり以前アッラーが破壊し給うた人間の代理者という意味である。上記の説明から、預言者アダムは最初の人間ではないという事に関して（一番目のグループの見解による）ダーウィンの見解と我々の宗教の見解は同じように見える（しかし、ここにはアダムは猿を起源としているというダーウィンの理論は含まれない）。

第二のグループ このグループは、預言者アダムこそがアッラーの御力で創った最初の人間であり、既に存在していた将来の人間（のちに人間と言われる動物）から生まれたのではないと断定している。そして預言者アダム以前に「人間」と呼ばれる生き物は存在しなかったという。いくつかのコーランの節やハディースをもとに、「ダーウィンの見解」と（第一のグループが提示した）「節」に反論する根拠は以下の通りである。

ダーウィンの見解に対する反論 第一のグループが説明したダーウィンの見解はまだその正当性が認められていない、というものだ。その理由は、(1)彼が説明したことは彼自身確信しているわけではなく、単に思考と推量という方法により判断したに過ぎない。そのような方法は正しいかもしれないし、また正しくないかもしれないのである。

(2)このダーウィンの見解は、まだ学者たちによってそれを受け入れるという合意に至っておらず、それに反論する者もいる。反論者たちの一人に、英国人の学者アンブローズ・フレミングがいる。この反論者もまた、ダーウィンの理論の誤りを指摘する上で相当数の根拠を示している。その内の一つで彼は次のように述べている。「もし仮にこのダーウィンの理論が正しいとすれば、なぜ最終的に人間は頭が良くなり、進化できたのに、なぜ猿はそうではないのか……」。そして彼はまた次のように述べている。「人間学（人類学）の分野では、人間の身体（及び）精神と猿との間の類似性は認められていない。したがって、動物の進化から人間が誕生したということを我々は受け入れることができない」。つまり、動物がある段階から次の段階へ、あるいはある状態から次の状態へと変化を経験した、ということである。最後に彼は、人間は一人の創造者によって創られたと断定している。

(3)反論にあった、あるいはふさわしくないとされた

1)「さてお前（マホメット）の主（アッラー）が天使らに向けて『わしは今から地上に（わが経綸の）代理者（アダムのこと）を設置しようと思う』と告げ給うた時、一同（それに抗議して）言った、『地上に悪をはたらき、流血の災を惹き起こすような者を汝はわざわざ作り給うのか。我らがこうして汝の讚美を声高らかに唱え、汝を聖なるかな聖なるかなと讃えまつておりますのに』」（『コーラン（上）』「牝牛」第30節、p.16）。

2)「その後で、我らはそのあと継ぎとして汝らを地上に興し、汝らの出かたを見ようとした」（『コーラン（上）』「ユースス」第14節、p.277）。

ダーウィンの見解はこの一点だけではない。明らかに誤っている点が他にも数多くある。「人間は猿から進化した」という、全く立証することのできない見解もまた同様に誤りである。

コーランの節による説明 コーラン「ユース」の章第14節の中に記された“khalāif”(カリフ)という言葉はまさに、アッラーによって破壊される以前に存在した人間の「代理者」という意味である。アッラー御自身がそうおっしゃられているのだから、我々はこれについて言及する必要はないだろう。我々が言及すべき重要なことは、コーラン「牝牛」の章第30節の中に出てくる「カリフ」という言葉である。「カリフ」とは代理者を意味する。コーラン「牝牛」の章第30節で記された代理者あるいはカリフは今なお不特定であり、次のように言うことができる。A. 人間の「カリフ」あるいは「代理者」、B. アッラーの「カリフ」、すなわち代理者、C. その他の生き物の「カリフ」、D. ジン(妖霊)の「カリフ」あるいは代理者、である。よって、こうした四項目の一つを断定するためには説明を必要とすることは言うまでもない。我々のいわんとする説明とは、我々の考えによる説明ではなく、我々の宗教による説明である。なぜなら、この問題は宗教にその原点があるからだ。最も高貴なるコーランによると、人間(アダム)より前に、強大で崇高なアッラーはまずジンを創り給うた。「そしてジンドもを(人間より)前に、我らは灼熱の火で創った」(コーラン「アル・ヒジュール」の章第27節)³⁾。

「イブン・アッバースは伝えている。…そしてまことに神が(人間を)創造し給う以前、既に地上が出来上がってから約二千年経っており、そしてジンの子孫のジンがいた。その後彼らは地上に害をなし、血を流した……」(アルハカムの伝承)。この伝承の中で、イブン・アッバースはさらに次のように語っている。「アッラーが(天使に)『まことにわしはこの地上にカリフを一人置こうと思う』と言ひ給うと、彼らは『(我らの神よ)地上に害をなし、血を流す(生き物)をカリフになされたいのですか』と言った。それはジンを意味する」(つまり、天使がいわんとしているアダム以前に地上に害をなし、血を流した生き物とはジンのことである)。このアルハカムの伝承は、預言者ムハンマドの文言ではない。なぜなら、この事柄(アダム以前の

3)「我ら(アッラー)、人間を造るには、陶土、すなわち黒泥を形どったものを用いたが、妖霊どもは、それより以前に、燃えさかる炎で造った」(『コーラン(中)』『アル・ヒジュール』第26-27節、p.67)。

とこの世の住人の事柄)は目に見えない(神秘的な)ものだからだ。イブン・アッバースがそのように述べたのは、単に彼の考えだけから出たものではないと我々は信じる。それは預言者ムハンマドに端を発しているに違いない。したがって上述のコーランの節とイブン・アッバースの説明から、預言者アダムはこの地上におけるジンのカリフであると我々は断定できる。

預言者アダムの誕生 今度は預言者アダムの誕生について見てみよう。最も高貴なるコーランや栄光あるハディースの中で、預言者アダムは全人類の起源であることが示されている。至高なるアッラーの啓示は以下の通りである。「神は創造し給うた万物を善美なものとなし、そして人間を土から創り始め給うた。次に神はその子孫を卑しい水の精から創り出し給うた」(コーラン「跪拜」の章第7、8節)⁴⁾。この節の中でアッラーは、最初の人間を土から創り給ひ、次いでその子孫を卑しい水から創り給うたとはっきり仰せになっている。よって、人間は類人猿や猿から生まれたのではない。

コーラン「イムラーン一家」の章第58節の中で、強大で崇高な神はアダムの誕生について次のように仰せになっている。「彼(アッラー)は(アダムを)土から創っておき、『なれ』と言ひ給うと、彼はそうなったのである」⁵⁾。この節から、預言者アダムは至高なるアッラーによって土から創られたことは明らかであり、ダーウィンが述べているように、動物が少しずつ変化していつて猿となり、やがて最初の間人間となつたのではない。至高なるアッラーはさらに明確に次のような啓示を下された。「そして、汝の神が天使に仰せになった時(のことを思いなさい)。『まことにわしは一人の間人を陶土、すなわち象つた黒泥から創ろうと思う。わしがこれを完成させ、わしの霊を吹き込んだ時、汝らは彼に跪拜せよ』」(コーラン「アル・ヒジュール」の章第28、29節)⁶⁾。この聖なる節はどのような方法で

4)「すべてのものを完璧に創りなした上、人間を泥土から創造し、その後裔をばいやすい水の精から造り出し、その形をととのえて、最後に息吹き込んで下さったお方。お前たちに耳や目や心を備えて下さったのもあのお方。それに、お前たち一向有難いとも思わないとは」(『コーラン(中)』『跪拜』第7-9節、p.283)。

5)「さて、アッラーのお目から見ると、イーサー(イエス)は丁度アダム(アダム)と同じようなもの(イエスが処女を母として生まれたのと同じく、アダムもまた父母なしに泥から生まれた。ともに奇蹟による誕生である)。彼を泥で作っておいて、それに「なれ」と仰しやったら本当に彼は(生きた人間に)なったのだから」(『コーラン(上)』『イムラーン一家』第59節、p.82)。

6)「さて、汝(マホメット)の主がなみ居る天使たちに向つて、『よいか、わしはこれから、陶土、すなわち黒泥を形どつたものを用いて人間を造ろうと思う。わしが彼の形を作って、これにわしの息を吹き入れたら、汝らひれ伏して跪拜せよ』と仰せられた時のこと」(『コーラン(中)』『アル・ヒジュール』第28-29節、p.67)。

アッラーが預言者アダムを創り給うたかが記されている。すなわち、神は陶土と黒泥から人間の姿を創りなされた。その後それに魂が吹き込まれ、そこで完全な状態の預言者アダムが誕生した。

ハディースによる説明 神の御使いは次のようにおっしゃった。「アダムとモーゼは議論をした。そしてモーゼは『アダムよ！あなたは我々の父親です。あなたは我々を落胆させました。そしてあなたは我々を天国から追い出しました……』と言った」(アルブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)。アルブハーリーの伝承によるマアラジが伝えるハディースの中にアダムの事が触れられている。それは次の通りである。「そこで彼(預言者ムハンマド)は天で預言者アダムと出会い、そして天使ジブリールは彼(預言者ムハンマド)に『これ(アダム)があなたの父親です』と言った」。

アルブハーリーの伝承による真正ハディースをも一つ挙げる。神の御使いは次のようにおっしゃった。「復活の日にはムスリムの人々が集まり、『我らの神に祝福を願えたらどんなに良いことか！』と言うであろう。また彼らは預言者アダムのところへ来て言う。『あなたは全人類の父親です。アッラーはあなたを御手で創られ給い……』」。

これら三つのハディースから、預言者アダムはアッラーによって創造され、そして預言者モーゼやジブリールに、そして復活の日にはムスリムの人々からも「父親」と呼ばれていることが明らかとなった。第三のハディースの中で、預言者アダムは「全人類の父親」であるとはっきりと述べられている。

結論として、上記で説明したコーランとハディースの文言に従えば以下のことが明らかである。1) 人間の前に、アッラーは先にジンを創られた。2) 言者アダムは、アッラーが土からその姿を創り、そしてそれに魂を吹き込まれた。3) 預言者アダムは全人類の父であると明言されている。

よって以上三点から、アダムは最初の人間であり、彼より前に存在した種族はジン以外に存在しないと断定できる。

■第90号 [Qalam 1958.1:46]

Q.494(090-01)

天使と呼ばれるものは何ですか。またジンと呼ばれるものは何ですか。ご説明願います。

A.493

ハディースの説明によると、天使はアッラーが

「ヌール」(光) から創り給うた創造物であり、預言者ムハンマドの文言は以下の通りである。「天使は光から創られ、ジンは燃え上がる炎から創られた。そしてアダムはあなた方に示されたものから創られた」(ムスリムの伝承による真正ハディース)。

人間が天使をアッラーが創造し給うた元の姿で見ることができると示す説明はなく、それどころかその逆の説明がなされている。我が預言者ムハンマドが元の姿の天使を見たことがあったのはたった二度だけであった、という伝承がある。以下は有名な出来事であるが、天使が預言者ムハンマドに何かを伝えようとした時、しばしば天使は人間に似た姿をしており、その姿を預言者ムハンマドの教友らも目にすることができたという。コーラン「イムラーン一家」の章第39節には、預言者ザカリアの元に現れたという文言がある⁷⁾。また「イムラーン一家」の章第42から45節⁸⁾と「マルヤム(聖母マリア)」の章第17節⁹⁾の中でも、天使が聖母マリアの前に現れたことがあったと示されている。また「フード」の章第69節¹⁰⁾と「吹き散らす風」の章第

7)「そこでザカリーヤは主に祈った、『主よ、なにとぞお情けをもちまして、この私めに立派な子孫をお授け下さい。まことに汝は祈りをよくおききとどけ下さる方でござります』と。かくて彼が聖処に立って祈っていると天使らが彼に呼びかけて、『かしこくもアッラーは何時に嬉しいお告げを下さるぞよ。(やがて汝に)ヤフヤー(ヨハネ)(という子が生まれるであろう)。彼こそはアッラーのお言葉の確証者となり、(人々の)指導者、純潔なる者、義しき人々の中の預言者となるであろうぞ』と」(『コーラン(上)』『イムラーン一家』第38-39節、p.79)。

8)「それから天使らは(マルヤムに向かって)言った、『これマルヤム、かしこくもアッラー様がお前をお選びになり、お前をお浄めになり、そしてお前をありとあらゆる女の上に選び挙げ給うた。マルヤムよ、お前はすべて主の御心のままに従い、ひれ伏し跪いてみんなと一緒にあがめまつらなくてははいけないぞ』と。

(ここからアッラーはマホメット一人に向かって語りかける)これはみなもともと不可知なる事柄に属する話であるが、それを特にお前にだけ開示してつかわずのじゃ。お前は、あの連中が占矢を投げて(古アラビアの籤引きの一種)誰がマルヤムの世話をするか決めようとしていた現場に居合わせたわけではなし、また(そのことで)みんなが言い争っていた現場に居合わせもしなかった(ここでマホメット一人に対する密かな語りかけは終る)

そこで天使らは宣言した、『これマルヤム。かしこくもアッラー様の嬉しいお告げじゃ、(お前は)神から発する御言葉(神のロゴスの意)を(産みまつるであろう)。その名はメシア。マルヤムの子イーサー(マリアの子イエス)。その御方は現世にても来世にても高きほまれを受け、神のお傍近き座につかれるであろう』(『コーラン(上)』『イムラーン一家』第42-45節、pp.79-80)。

9)「面紗つけてみなら顔を見られないようにしたとき(古注釈によればこれは月経時のもの忌みである)のこと。その時、我ら、聖霊(天使ガブリエル)を遣わせば、たくましい男の姿となって彼女の前に現れた」(『コーラン(中)』『マルヤム』第17節、p.128)。

10)「次に我ら(アッラー)の使徒(ここでは人間の姿をかりた三人の天使を指す。「創世記」第一八章参照)は、喜びの音信をたずさえてイブラーヒーム(アブラハム)のもとを訪れた。「平安あれ」と彼らが(挨拶)すると、彼も「平安あれ」と応え、ただちに焼いた犢を供した」(『コーラン(中)』『フード』第69節、pp.18-19)。

24節¹¹⁾においてもイブラヒムのもとに天使が現れたと述べられている。同様に「フード」の章第77と81節の中に、預言者ルート[ロト]の元に天使が現れたと述べられている¹²⁾。上記のように預言者たちや聖母マリアの前に現れた天使は、普通の人間の姿であった。

ジンについて 一方、ジンも燃え上がる炎からアッラーが創り給うた創造物であり、コーラン「お情ぶかい御神」第15節では次のように述べられている。「彼(アッラー)はジンを燃え上がる炎から創り給うた」¹³⁾。

天使を自分の目で見るができないように、ジンもまた同様である。預言者ムハンマドはジンを元の姿で見たことがあったという伝承がある。ジンについて語っているコーランの節、とりわけ「妖霊」の章の内容を詳細に見れば、ジンと人間は同じように宗教上の命令に従い、禁止事項を避ける義務があるとする説明が見て取れるだろう。人間に信仰者と不信仰者、また敬虔の徒と不義の徒がいるのと同様に、ジンもまた然りである。コーラン「洞窟」の章第50節の中で、イブリースはジンの一族であると述べられている¹⁴⁾。またコーランの複数の節から、イブリースとシャイターン[悪魔]は同じ種であるが、人の心を乱す時はシャイターンと呼ばれ、その他の時はイブリースと呼ばれていることが分かる。

11)「イブラーヒーム(アブラハム)の尊いお客の話、もう汝(マホメット)に聞かせてやったかな。(客人たちが)彼の家に入って来て、『平安あれ』と挨拶したら、彼は『平安あれ。ついぞ見かけぬ方々ですな』と言った、あの時の話」(『コーラン(下)』「吹き散らす風」第24-25節、p.146)。

12)「さて、我ら(アッラー)の遣わした者(人間の姿をかりて現れて来た三人の天使)がルート(ロト)のところへやって来た時、彼は大変に心配し、どうしたものかと気を揉んで(ソドムの住民は男色の風習で有名。男の立派な客人など来れば、ただではすまさない、『今日は大変なことになったぞ』と言った」(『コーラン(中)』「フード」第77節、p.20)。「すると彼ら(神のお使い)が『これ、ルートよ、我らはお前の主(アッラー)から遣わされて参ったもの。この者どもには絶対にお前に手出しなどさせないから、一家をひきつれ、夜の闇にまぎれて早く立ち去れ。お前たち一家のものは一人たりとも後をふり返ってはならんぞ。ただしお前の妻だけは別じゃ(ロトの妻が神のいましめを無視し、後をふりむいてソドムの滅びる光景を見たために塩の柱となってしまった話)は『創世記』第十九章二六節にある)。彼女は(ソドムの住民たち)と同じ災難に逢うであろうぞ。彼ら(の滅亡)の予定時は朝になっておる。もうじき朝ではないか』と言った」(『コーラン(中)』「フード」第81節、p.20)。

13)「人間を陶工のように粘土で作し、妖霊どもを煙なしの火で作し給うた」(『コーラン(下)』「お情ぶかい御神」第14-15節、p.163)。

14)「我ら(アッラー)天使たちに向かって、『アードムを跪拜せよ』と言えば、一同そこに跪いたが、ただイブリース(サタンの名)だけは(言うことをきかぬ)。あれはもともと妖霊の一族であったので、それで主のお言いつけにも背いたのであった」(『コーラン(中)』「洞窟」第50節、p.118)。

■第91号 [Qalam 1958.2:42-43]

Q.495(091-01)

私が学んだ限りでは、我らが崇敬する預言者ムハンマドは肉体と精神を以てイスラー[夜の旅]とミラージュ[昇天]を体験されましたが、私の地元では「精神だけを以てなされた」と説く人がいます。どちらが正しいでしょうか。

A.495

正しく、そしてより、正当とされるのは、我らが崇敬する預言者ムハンマドは肉体と精神を以てイスラーとミラージュを体験された、ということである。これこそが大半のイスラム教徒が規範としていることであり、それは以下の根拠による。

1. 仮に「精神だけを以てなされた」、すなわち夢を通じた体験であったならば、それは不思議な事象あるいは我らが崇敬する御方にとって特別な奇跡とならなかつたに違いない。

2. 最も高貴なるコーランの中で、メッカの聖なる礼拝堂からエルサレムの神殿へと夜の旅に連れて行かれたのは“abduhu”(神の僕)、つまり精神と肉体を共に兼ね備えた我らが崇敬する預言者ムハンマドであったと明確に述べられている。それは精神的にだけではない。なぜなら、肉体と精神を兼ね備えていない限り、ある人間を「人間」あるいは「人」、または「アッラーの僕」と呼ぶことはまだできないからだ。このことは以下の至高なるアッラーの啓示(『夜の旅』第1節)の内容を正しく理解した時、一層明らかとなるだろう。

「最も神聖なるアッラーは、我らの(偉大さの)しるしをその僕(ムハンマド)に見せるために、夜の間に彼を連れて聖なる礼拝堂(メッカの神殿)から、我らがその周囲を祝福した遠隔の礼拝堂(エルサレムの神殿)までを旅し給うた。まことに彼(強大で崇高なアッラー)はよく聞き、よく見通し給う御方である」¹⁵⁾。

この聖なる節において、夜(歴史的なミラージュの夜)に旅に連れて行かれたのは「神の僕」、つまり我らが崇敬する預言者ムハンマドであり、それは単に精神的あるいは夢を通じ体験したのではない、と説明されている。またこの出来事は、メッカからエルサレムの神殿へ、そしてエルサレムの神殿から第七の天界へ、

15)「ああなんと勿体なくも有難いことか、(アッラー)はその僕(マホメット)を連れて夜(空)を逝き、聖なる礼拝堂(メッカの神殿)から、かの、我ら(アッラー)にあたりを浄められた遠隔の礼拝堂(エルサレムの神殿)まで旅して、我らの神兆を目のあたり拝ませようとし給うた。まことに耳早く、全てを見通し給う御神」(『コーラン(中)』「夜の旅」第1節、p.93)。

そして更なる高みへと向かう旅の間中、不思議かつ美しいアッラーの偉大さのしるしを示されるという、我々が崇敬する御方にとって大いなる名誉なことである、と説明されている。そして、まさにここであの方とあの方の信徒に対し五回の礼拝の義務が課され、そしてイスラムの五行の一つとなったのである。確かに上述の「夜の旅」第1節の中には「ミラージュ」(預言者の昇天)についての記述はない。ここで述べられているのは、イスラー(メッカからエルサレムへ向かう預言者ムハンマドの夜の旅)についてだけである。しかし、ミラージュについてはコーラン「星」の章第13から18節の中で明らかにされている¹⁶⁾。ここでは、「スイドラ・アルムンタハー」の木[聖木]の傍で(神が創り給うた元の姿の)ジブリールを目にしたと述べられている。プハーリーとムスリムの伝承による真正ハディースの中で「イスラーとミラージュ」について詳しく記されている。その中で、使徒ムハンマドは「ブラク」(天馬)に乗り、天使ジブリールに導かれイスラーとミラージュを体験されたと述べられている。上記の真正ハディースから、使徒ムハンマドはイスラーとミラージュを(精神と肉体を以て)起きている時に体験されたのであり、寝ている時、すなわち精神的または夢を通じて体験されたのではない、という意味を理解することができる。

3. 我々がイスラムの歴史、すなわち我々が崇敬する預言者ムハンマドの生涯の伝承を調べれば、この問題に関して少なからず重要な説明を得ることができる。使徒ムハンマドが「イスラーとミラージュ」についてメッカの住人に語った時皆騒然となり、異教徒たちはそれを嘘だと思い、その上信仰心の低い幾人かのイスラム教徒らは、彼らからするとイスラーとミラージュの話は理に合わないとしてそれを信じようとせず、再び背教者に戻る者もいたとイスラムの歴史は語っている。まさにその時サイディーナ・アブー・バクルが前に出て、使徒ムハンマドが語ったイスラーとミラージュの話を中心に信じ、そして敬愛される預言者が語られたその話よりもさらに不思議な出来事についての話も信じると認めた。この敬虔なアブー・バクルの信仰心に対し使徒ムハンマドは「アルスイッディーク」

16)「そう言えば、もう一度お婆(ガブリエル)を拝したことがあった。(天の)涯なる聖木のところであった。すぐそばには終の住居の楽園があった。聖木の葉かげがこんもりと覆うところ。(それを眺めるマホメットの目)はじっと吸いつけられたよう、さりとて度を過ぎて不躰に眺めはしなかった。あのとき眺めたのは主のお徴の中でも最高のもの」(「コーラン(下)」[「星」]第13-18節, pp.154-155)。

(まことに正しく、まことに真実を語る者)という称号をお与えになった。この出来事は使徒ムハンマドが「イスラーとミラージュ」を肉体と精神を以て体験されたということを示す証の一つとなっている。もし精神だけ、すなわち夢を通じて体験しただけであったならば、異教徒であろうとイスラム教徒であろうと、誰も大騒ぎすることはなかったに違いない。なぜなら夢は普通のことであり、全ての人間がそれを経験しているからである。実のところ、その時期に残忍なジャーヒリーヤの民による迫害と暴力にひどく苦しんでいた預言者ムハンマドにとって、イスラーとミラージュは一つの奇跡(特殊な出来事)であり、比類なき名誉であった。その他にも、この出来事はイスラム教徒の信仰心にとって試練となり、その試練の結果として信仰心の低い幾人かのイスラム教徒たちは躓き、その話を信じようとしなかったがゆえに背教者となった。一方、サイディーナ・アブー・バクルやその他の預言者の教友たちのように、固い信仰心を持つイスラム教徒たちはその話をもはや疑うことなく受け入れ、アッラーのご満足を得ることに成功した。すなわち、現世での成功と、来世での成功を得たのである。

■ 第92号 [Qalam 1958.3:37-39,43]

Q.496 (092-01)

トゥアン・グル [宗教教師] であり、サラワク州シブにおけるモスクのイマームとなった人物が、1958年2月16日にシブのモスクにおいて公衆の前でイスラーとミラージュの本を朗読した他に、おおよそ次のように説きました。「イマームが先導する礼拝の場合はコーラン「開端」の章を読誦する必要はないと述べる『一問一答』(すなわちバンドンのハサン・ビン・アフマドの著書)の説明を規範としてはならない。その説明は誤りであり、規範としてはならないのである」(つまり、イマームが先導する礼拝またはイマームの後ろで行う礼拝であろうと、「開端」の章を読誦しなければならない)。この事柄に関してどの説明がより確実で正しく、そして規範として実践することが許されるのか、コーランとハディースを典拠とした正確な証拠をいくつか挙げてご説明願います。

A.496

上記の『一問一答』において出された回答の中で、上述の問題に対して賛成または反対する根拠が多く挙げられている。あなた自身その提示された根拠を読むことができるだろう。もしその根拠がコーランとハ

ディースをもとにした確固たるものであるとあなたが理解したならば、前述のイマームに対し彼の根拠を尋ねてみるのがよいだろう。なぜなら、もしその根拠が単なる見解や考え、あるいは心情に過ぎないならば、それを規範としてはならないからだ。その理由は、法学派のイマームたちがいつも語っているように、彼らの見解がコーランとハディースに相反している場合、その見解を捨て、アッラーの啓典とその使徒ムハンマドのスンナを規範とせよ、とイマームたち自身が求めているからである。

Q.497 (092-02)

1) 現在世界の人々の間では、特にマレー人の間では産児制限が強く奨励されているように見えます。その中には、そのための薬を買うために幾らかのお金を出した者もいます。ゆえに私はここで、産児制限という行為は認められているのか、そしてこの行為はイスラムの教えのどの部分に該当するのかをご説明頂くことを願います。

2) 男性の精子と女性の卵子が交わった結果赤ん坊が誕生することを我々は知っています。よって、我々が妻と性交する時に女性の子宮の外に射精する、つまり体外に射精する、すなわち我々(男)が、精子が出るのを感じた時に妻の子宮から陰茎を引き抜けば、それもまた産児制限の一つの方法となります。この行為は禁止されていますか。またそれはイスラム法の中のどの部分に該当しますか。

A.497

この事柄についてはこのコラムの中で既に詳しく回答したことがある。その中で、母親にとって産児制限を行うことは一部の状況下においては義務であるが、一部においては禁止である、と解説した。インザール(女性の子宮外に射精すること)の問題についても既に詳しく論じた。インザールのように、精子が交わらない方法を模索することで避妊し、それに努めることで産児制限することについても既に説明した。また、子供を扶養できないと不安に思うがゆえではなく、自分の身に危険が及ぶがゆえに避妊することもまた義務である、ということも既に解説した。それゆえ、過去の『カラム』誌のページをもう一度開いて詳細に見て頂きたい。神の御心ならば、あなたはこの件に関する回答を得ることができるだろう。

Q.498 (092-03)

神によって禁止された物を許可したり、神によって許された物を禁止としたりする権利は人間にありますか。

A.493

神によって禁止された物を許可したり、神によって許された物を禁止としたりする権利は人間にはない。アッラーだけがそれを決定する権利を有しておられるからだ。たとえ我々はその物にふさわしくなく、また(とりわけ食べ物に関して)それを好ましくないと思ったからといって、我々がそれを許可できるわけではない。

Q.499 (092-04)

議会では売春撲滅のために、17歳の少女が50歳以上の男性と結婚することを禁止するという声明が出されました。この件はイスラムの教えとどのような関連性がありますか。

A.499

双方が同意している限り、イスラム教が年齢の違いを理由に結婚を禁じることは一切ない。先に女性の同意を求めるべきであり、ゆえに年齢の差を理由に結婚を禁じることはイスラムの教えに反する。

Q.500 (092-05)

インドネシアで二つの政府、つまり中央政府と反乱政府が存在する所以は何ですか。

A.500

あなたと他の方々のために説明すべき新たな事態が起こったゆえ、この件についてここで少し長めの回答を述べておく方がいだろう。実のところインドネシアには三つの政府が存在する。それは、①スカルノが率いる中央政府、②アフマド・フセイン大佐が率いる反乱政府、③そして忘れてはならないのは、西ジャワ、スラウェシ、そしてアチェで闘争を続けていたカルトスウィロヨが率いるインドネシア・イスラム国家政府である。インドネシア・イスラム国家については、ここではとりあえず脇においておこう。インドネシア・イスラム国家は既に10年近く闘争を続けているが、彼らのことは本当にわずかしかなりの世界に知られていない。なぜなら、上述の三カ所で激しく闘争が起り続けているにもかかわらず、彼らの宣伝があまり世に出ていないからである。

反乱政府が発生した理由は、好き勝手に振る舞うス

カルノの権勢に対する不満からである。本誌の報道で読者の方々が常々詳細に見てきたように、スカルノに対するインドネシアの人々の不満は既に長い間生じていた。最終的に、モスクワから帰国するや否やスカルノは直ちにある「構想」を立て、スカルノが好み、鼯肩している人々から成る国民協議会を設置した。その後、彼の意向に従う内閣を組織するよう命じた。そして最終的に、何度か試みに失敗した後、結局彼は自ら内閣を組織し、ジュアンダを首相に任命した。スカルノによって大臣の役職に任命された人々の一部に脅迫されて就いた人々がいたという事実が広く知られていたため、すでにそれを快く思っていなかった信徒たちの間に不安が生じた。この事態はますます悪化した。

この間、スカルノの措置は地方の産物を中央で利用するために集中させるだけであり、地方の状況は無視されているという認識が諸地域で生じた。すなわち、多くの産物を生産している地域の人々は自分たちが単なる道具に過ぎない存在、あるいはジャワの植民地支配を受ける地域であると認識した。以前ならば彼らの産物はオランダでの享楽のために送られていたが、独立後はジャワの指導者の「享楽」のために送られた。こうした感情が生じたことで、複数の地域の指導者たちが行動を起こした。最初に、中部スマトラでアフマド・フセイン大佐率いるバンテン評議会が設立された。彼らは初めに、その地域の産物をジャカルタに集中させることを拒否し、それを自分たちの地域にもたらす自由があると宣言した。数か月後、最終的に彼らは自分たちの産物によって彼らの地域を良好な状況へと整えることに成功した。この措置はパレンバンなどの地域でも受け入れられ、結果中央の状況はますます困難に陥っていった。

しかし地方の指導者たちは多大なる危険を目にして、もはや感情を抑えることができなくなっていたようである。その危険とは様々な理由でスカルノが断固として政府に共産党員を連れ込んだことであり、それは自らの名誉を守るために強制されたのだと言われている。これにより、中部スマトラとスラウェシ地域の人々は国家と国民の安全を守るため、中央政府に対し最後通牒を突きつけたのである。スカルノに対し、彼が設置し、彼自身が指導者として権限を行使するためのパイプとなっていた国民協議会を解散するよう求めたのである。また彼らはスカルノが組閣したジュアンダ内閣を解散し、モハマド・ハッタとスルタン・ハメンクブウォノが主導する内閣と交代することも要求した(こ

の人たちは国民が信頼を寄せる清廉潔白な人たちであったが、スカルノには好かれていなかった)。彼らの要求が否定され無視されると、最終的にパダンでシャフルディン・プラウイラヌガラ(スンダ人)が首相として率いる革命政府が樹立された。スカルノは「頭休め」から帰るや否や、これに対処するため、彼らの措置を憲法に基づいていないと言って非難した。しかしスカルノもまた大統領として好き勝手に振る舞う独裁者となるという過ちを犯していることを、どうやら彼自身忘れていたようだ。1945年の宣言に基づき闘争を繰り広げ、国民の状況改善を求める複数の地域に対し爆撃を行うという措置により、その行動は一層立証されることとなった。

スカルノは平和的あるいは妥協的な交渉を模索することはなく、「反乱者」に対し「経済制裁」を行ったうえに武力的手段を行使したのである。ここで明らかなのは、国民、とりわけジャワ以外に住む人々はスカルノが自ら築いた原則に反し実行した措置を目の当たりにしたが、スカルノは彼らの考えを受け入れようとしない、あるいは彼らの不満を再検討しようとしないうということである。スカルノは民主国家の指導者として動いているのではなく、国家行政の中に共産主義者を連れ込もうとする彼の意向を阻む人々に対する独裁者として動いているのである。スマトラで有名なウラマーの子供であり、革命政府の防衛大臣となったダフラン・ジャンベック大佐は、彼らが現在行っている闘争は中央と地方の間の対立ではなく、この対立はアッラーを信仰する人々とアッラーの敵(反神論者)との間の対立なのだと言っている。それゆえに彼は共産主義者を重視する措置、すなわち政府の中に共産主義者を連れ込むことはパンチャシラ[インドネシアの建国五原則]の「唯一神への信仰」に反すると見なしていた。

一方、中央では濡れた糸を立てるために[不可能なことをしようとするという意味の諺]、スカルノはナフダトゥル・ウラマー[1926年に結成されたインドネシアのイスラム組織]からキヤイ・ハジ・ムハンマド・イリヤスを宗教大臣として起用した。彼は「共産主義者はイスラム教徒たち自身よりも敬虔に礼拝を行っている」と述べたとされている。この表明はイスラム教徒をひどく悲しませた。さらに彼は、「人はアッラーとその使徒の法に従う義務があり、そして彼らが忠誠を誓う国家に従う義務がある」と、本来の意味から外れた神の節を持ち出したのである。このようにして、自分の身を守る手段を模索するための、そして自分の地

位を守るための法的判断上の正義というものが常々起るのである。しかし、他のイスラム教徒たちはその不正を理解していた。その不正は、たとえそれを維持しようとしても、持続することはない。それはいつか崩壊する。神に対する不正と不服従を続けることはできない。そして人間は後に彼らの真の姿を知るだろう！願わくはアッラーは権利を守る人々の主張を即座に、また明確に守り給わんことを。そして信徒らが彼らの行いによって苦しむことがないように、願わくはアッラーは直ちに不正を破壊し給わんことを。

■第93号 [Qalam 1958.4:24-25,44]

Q.501 (093-01)

私はアルウスタズ・アブ・バカル・アルアシャーリーの著書『使徒ムハンマドのイバーダート』を読みました。そこで、礼拝のニア [意思表示] に関して突然私の心に疑いの念が生まれました。『使徒ムハンマドのイバーダート』によれば、タクビラ・アルイフラーム [礼拝開始に「アッラーは偉大なり」と唱えること] の時ニアを何も唱えないというのです。私が村でルバイの人たちに習った限りでは、ニアを明確に唱えなければならず、例えばズフル [正午過ぎ] の礼拝の際は、至高なるアッラーの御ために義務のズフルの礼拝において義務である4ラカート [礼拝の動作単位] を行うというニアを唱え、アスル [午後] とマグリブ [日没] の礼拝においても同様にそれを繰り返します。よって、規定のニアを満たしていない礼拝は無効だと彼らは言います。なぜなら、何の礼拝を何ラカート行うかというニアは唯一タクビラ・アルイフラームの時に行うからです。よって、私としては『使徒ムハンマドのイバーダート』を詳しく読んでどうしたらいいものか迷っています。なぜならその本の中では、使徒ムハンマドのスナ以外のイバーダートはビドアだと述べられているからです。よって私はどれを規範としたいのでしょうか。

A.501

あなたが言わんとしている質問の内容は正確ではないと我々は考える。なぜなら、ファディーラ・アルウスタズ・アブ・バカル・アルアシャーリーの著書『使徒ムハンマドのイバーダート』の中では別の解釈が述べられているからだ。この本の中ではニアを行うよう命じられている。ニアを行う際はそれを読み上げたり声に出したりしないと述べているに過ぎない。彼が言うには、例えば使徒ムハンマドはウドゥー [礼拝のた

めの浄め] をする時、「慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において」と唱えて両手を濡らすことから始め、同時に誠意を込めてニアを行った。つまり、使徒ムハンマドはウドゥーの時にニアを行い、そのニアを声に出すことはなかった。使徒ムハンマドは我々が行っているような、例えばタクビルの前に立ち上がってキブラ [メッカの方向] に向かい「至高なるアッラーの御ために、私は義務であるズフルの礼拝を4ラカート行います」と唱え、その後続けて「アッラーフ・アクバル [アッラーは偉大なり]」と唱えるといったようなことはせず、礼拝のニアを声に出すことはなかった。よって、おそらくあなたが言わんとしている質問は、第二番目、つまりタクビルの前にニアをする際それを読み上げる、あるいは声に出して唱えることが望ましいのかどうかということだろう。もしあなたがこれについて質問しているならば、コーランとハディース、そして教友らのイジュマー [合意] を規範としていたアルサラフ・アルサーリフ [ムハンマドと教友、その弟子といった初期の三世代のムスリム] の人々の解釈の限りでは、使徒ムハンマドは立礼の時だけに誠意を込めてニアを行い、我々の大半が行っているようにそれを口に出すことはなかった。一方、専門家の解釈によると、このニアを口に出して唱える行いをスナとする解釈はシャーフィイー学派のウラマーからきたのであり、イマーム・シャーフィイー本人からきたのではない。もしあなたが『使徒ムハンマドのイバーダート』の本の最初に記されたハディースを注意深く見れば、以下の内容のハディースを見つけるに違いない。「私が礼拝するのをあなた方が見たままに礼拝しなさい」。我々が従うべきイバーダートは崇敬するムハンマドの行ったイバーダートのみであり、この内容はイバーダートの目的にかなっている。もし我々がイバーダートのなかにキヤース [類推] や意見を加えたなら、それは他の行為もイバーダートとして許されることになる。ゆえにその本 (『使徒ムハンマドのイバーダート』) の著者は、使徒ムハンマドが行った礼拝方法について正確な解釈をしているのである。使徒ムハンマドが沐浴やウドゥー、そして礼拝の時にニアを声に出して唱えたというコーランとハディース、そして教友らのイジュマーの文言はない。彼はただ誠意を込めてニアを行う、つまり声に出さず、心の中でニアを念じたのである。

Q.502 (093-02)

スグリスンビラン州の宗教局局長のハジ・ウスマン・タアト氏は何を根拠にアルウスタズ・アブ・バカル・アルアシャーリーの著書『使徒ムハンマドのイバーダート』を禁書にすべきだと求めたのでしょうか。

A.502

あなたのこの質問に対しては、スグリスンビラン州の宗教局局長から回答を得るのが一番いいだろう。なぜなら、彼はただアルウスタズ・アブ・バカル・アルアシャーリーの著書『使徒ムハンマドのイバーダート』の教えは真のイスラムの教えに反していると述べているに過ぎないからだ。彼が言わんとしている真のイスラムの教えとはどれを指しているのか我々にも分からない。その真のイスラムの教えとは、ウラマーの解釈だけが当てはまるのだろうか。あるいは真のイスラムの教えは唯一アッラーの啓典とその使徒ムハンマドのスンナに基づくのだろうか。したがって、この発表に関しては局長自身に答えてもらうのがいいだろう。

Q.503 (093-03)

もしインドネシアで内乱が起こったら、どういった結果が生じるのでしょうか。

A.503

現在起きている状況の中で、どうやらスカルノ大統領はインドネシアのイスラム教徒の団結という目的の裏に隠された、大いなる目的を実行しているようである。それはイスラム教徒の分裂であり、去る1951年にアムンタイで行った講演から始まった。彼の目的は他の地域に対するジャワの植民地化であり、それゆえ現在中部スマトラの人々を敵に回した内乱が起こっているのである。彼は平和的手段を取ろうとせず、国家の崩壊を目にした自分の民族に対して武力を行使する道を取ったのである。スカルノは彼らを非難するが、スカルノ自身いつも自らが制定した法に背いていることに対し自己批判をしようとしなかった。地域の人々は、スカルノは父親として「子供たち」をえり好みし、彼は「子供たち」を世話することを知らないという不満を持っていた。ゆえに取り残された「子供たち」は自分が父親から虐待を受けていると感じ、他の「兄弟たち」の安全のために抗戦せざるを得ないと感じたのである。結果的に本人がいる中央においても、スカルノはやがて地方出身者である配下の官僚たちに対しても猜疑心を感じるようになるだろう。一方、スカルノが地方の人々を潰すためにジャワ人を動員したため、地

方の人々の中に果てしない恨みが生じ、最終的に敵意が限りなく続くのだ。インドネシア民族の統一は消滅する。そして互いに征服し合い、憎み合う気持ちが生じるのだ。それゆえ、他の地域の人々はスカルノに平和的な道を模索するよう求め、武力的手段を用いないよう主張した。なぜなら、例えスカルノが中部スマトラの人々を弾圧できたとしても、怨嗟の感情は続くからだ。それは単にスカルノに対してだけでなく、直接ジャワの人々自体にも向けられる。とくに、政府の役職において全くジャワの人々だけを優先するスカルノとその一味によって、ジャワとその地域の間亀裂の感情がすでに生じているのだ。

■第94号 [Qalam 1958.5:9-10,38-39]

Q.504 (094-01)

新聞報道にあったように、一般庶民のイスラム教徒が他の地域に行きシャリファ[ムハンマドの子孫の女性]と結婚し、再びその地域に戻って来た時、カディ[イスラム法の裁判官]は彼らの結婚を無効にするという法的判断を下しました。既に同意を得た上に二人の両親の希望でもあった婚姻が無効となったのです。この事項は本当のところ法的にどうなるのでしょうか。

A.504

実のところ、この件に関してはしばらく前に『カラム』の中で正確な根拠をいくつか挙げて既に回答した。この問題が再び浮上したゆえ、この問題に対して手短かに回答する。もしあなたがより詳しい根拠を知りたいなら、4年前に出た『カラム』誌の当コラムを探して頂きたい。要約すると、強制後見人であろうと、後見人は子供を結婚させる際に子供の許可を得なければならない。つまり、子供の許可が最優先であり、もし子供が同意していない場合、子供が不満を訴えたならば離婚させなければならない。このような事態は使徒ムハンマドの時代にも起こった。したがって、少女あるいは未亡人には自分の好きな相手と誰とでも結婚する権利があることは明らかである。しかし、父と母から祝福を受けるよう努めることが一番望ましい。なぜなら、普通父と母は子供たちのために思い、出自または彼らの振る舞いや礼儀といった何れの観点からも彼らの将来の安全が予測できる未来の伴侶を探すのに尽力するからだ。後見人は、子供の将来の安全性に関わる理由をもとに進言することのできる保護者に過ぎない。

シャリファは非アラブ人と同等ではなく、それが理由で結婚してはならないかどうかに関してだが、これ

は階級の存在を示しており、その階級は使徒ムハンマドの時代から教友やタービーン[教友の弟子]などの時代に至るまで、イスラム教によって崩されたのである。使徒ムハンマドの時代には、クライシュ族が解放奴隷出身のハブシ族と結婚したことがあった。こうした出来事があり、また非アラブ人とアラブ人の間に優位性はなく、ただタクワー(忠実性)があるだけだとするハディースもある。したがって、コーランとハディースを指針とした法に則れば、特にこの件には強制もなく、婚姻を無効にする根拠は一切無いのである。これに関するコーランの節やハディースについては既に本誌に掲載しており、よって我々はこの事項を再度繰り返す必要はないだろう。

Q.505 (094-02)

私の知人の一人が、離婚せずに10年以上も妻とともに暮らしてきましたが、最近になり愚かさや怒りに駆られて以下のように宣言して妻と離婚しました。「俺はお前を三回のタラーク[夫が妻に行う離婚宣言]を以て離婚する」と一度に宣言したのです。その後二人は共にそれを後悔し、復縁しようとなりました。カディは、たとえ妻が妊娠していようともその三回によって離婚は成立し、三回を一度に発した場合も成立する、という最終的な説明を行いました。そして、カディはより詳しく、「チナ・ブタ」の方法以外に二人がよりを戻し、再び共に暮らすことを可能にする方法はない、という説明を行いました。男性の方は「チナ・ブタの男」への支払いとして120ドルの出費をしなければなりません。この件の当事者である男性は華語学校の給仕に過ぎず、月給は65ドルしかありません。よって彼はそれ程多額のお金を集める力はなく、それどころかその収入では通学している幼い5人の子供を抱える生計を支えるにも充分ではありません。

貴殿に以下のことをご説明願いたいと思います。

1) 一度に宣言した回数によってタラークの回数は決まりますか。2) このチナ・ブタという方法は実際にイスラムにおいて許されることなのでしょうか。3) 三回目のタラークの後にチナ・ブタを通じて自分の妻を娶った人々は法的にどうなりますか。

A.505

この問題は新たに議論されている問題ではない。この事柄に関して多くの意見が出された結果、四つのグループが生じた。1) 三回のタラークを一度に宣言することは法的に禁止されるビドアであり、イスラム教

における全てのビドアは否定され、違法とされる。彼らが提示する著作はブハーリーとムスリム、そしてアフマドが伝承するハディースであり、その中でアイシャは次のように語っている。「我々の行いとは違う行為を行った者は誰でも否定される」。このハディースを規範として、彼らはそのタラークは三回でもなければ一回にもならないと見なしている。つまり、そのタラークは全くの無効であると彼らは見なしているのだ。

2) 三回のタラークは、既に交わった妻に対して下された場合は単に一回のタラークになるに過ぎないが、まだ交わっていない妻に対しての場合のみ、そのタラークは確かに三回のタラークとなる。彼らの根拠はアフマドが伝承したアブー・アルスフバがイブン・アッパースに語った、次のことを示すハディースである。すなわち、三回のタラークを一度に宣言することは単に一回のタラークに過ぎないと使徒ムハンマドは判断しており、カリフ・アブー・バクルの時代及びウマルの時代も同様であった。しかし後にウマルは、まだ交わっていない女性に対しては三回のタラークに当たるという法的判断を下した。

3) 交わっていようがまいが、夫が妻に三回のタラークを一度に宣言することは確かに三回のタラークとなる。彼らはいくつかのハディースの文言を挙げたが、その中には信憑性の低い伝承経路が見られる(余白が足りないため、ここではこれらのハディースは取り上げない)。

4) 上述三つのグループはこの四番目のグループによって否定されている。彼らは、それらのグループの説明は全てそれ程信憑性が高くないため証拠にはならないし、特に三回のタラークを一度に宣言することは三回の回数に入らないことを示すアッラーの啓示や真正ハディースに相反すると主張する。彼らはコーラン「牝牛」の章第229節を証拠としている¹⁷⁾。この節はタラークの方法を説明しており、それは続けて三回ま

17) 「女を離縁(してまた復縁できる)のは二回まで(同じ女に三回正式の離婚宣言をしたらもはや復縁は許されない)。すなわち(二回までは)、正当な手続きをふんでまた自分のもとに戻すか、さもなければねんごろにいたわって自由の身にしてやることできる。以前に与えた物は、一つだに取り上げたりしてはならない。尤も両名のものがアッラーの定め給うた掟を守って行けそうもないと心配する場合には別だが。もしそういう心配が起って、両人がとうていアッラーの掟を守って行けそうにない場合は、女の方で自分の身を贖い取っても(つまり、以前に男が結婚の贈物として女に与えておいたものを、女の方から男に返して、その代り自分を完全に自由な身にして貰っても)別に両人の落度とはならない。これはアッラーの定め給うた掟。汝らこれを決して踏み越してはならぬぞ。アッラーのこの掟を踏み越えるような者は、不義なす徒であるぞ」(「コーラン(上)」「牝牛」第229節, pp.55-56)。

で、そこで関係は切れると説明している。つまり、続けざまに一気に宣言することはないのだ。このグループはさらにいくつかのハディースを挙げている。それは、預言者ムハンマドの時代に、使徒ムハンマドはたとえ千回宣言しようと、それは一回のタラークにしかならないと判断した。三回のタラークを一度に宣言する人々に対して使徒ムハンマドは強い怒りを覚えていた。

要約すると、我々は以下のことが言えるだろう。すなわち、歴史によれば使徒ムハンマドの時代、カリフ・アブー・バクルの時代とカリフ・ウマルの二年間の統治時代には、一度にタラークを三回あるいはそれ以上宣言しても、それは一回のタラークに過ぎないと見なされていた。しかしその後、その宣言を弄ぶ者が多かったため、サイディーナ・ウマルはそれを三回のタラークになるという判断を下したのだ。

そこで一つの疑問が生じる。使徒ムハンマドの時代に起こり、次いでカリフ・アブー・バクルとそれに続く人々によって受け継がれた法を、状況の変化を理由に変えても許されるのだろうか？ サイディーナ・ウマルは後になってタラークを三回宣言するとそれは三回のタラークに数えられると判断を変えたが、それは人々がタラークを弄ばないように、そして他の人々に対する警告として示すためだった。これは彼のイジュティハードである。しかし理解している人々はサイディーナ・ウマルのイジュティハードに追従せず、彼らは預言者ムハンマドのファトワを実践したのである。よってサイディーナ・アリー・イブン・アビー・ターリブ、イブン・マスード、そしてイブン・アッバースは預言者ムハンマドが出したファトワ通りのファトワを出したのである。さらに数人の教友たち、そして多くのタービーンとタービアルタービーン[タービーンの弟子]のウラマーらがこのファトワに従った。

この件に関する我々の見解では、我々が調査し指針とした文言から、タラークは一度に三回あるいはそれ以上宣言しても、法的には一回のタラークに過ぎない。なぜなら、そのタラークの方法は次のようにアッラーによって示されているからだ。「離婚は二度まで。その後は丁重な方法で復縁するか、あるいは良き方法で(三回のタラークを以て) 離縁せよ」。これはコーラン「牝牛」の章第229節の中に記されている。

チナ・ブタに関してだが、我々が以前述べたように、チナ・ブタと結婚する(後に三回のタラークを以て離婚することを意図して女性と結婚する)ことはアッラーとアッラーの使徒ムハンマドに呪われる。それはアフ

マドとナサーイの伝承による真正ハディースの中で次のように述べられている。『『借りた山羊について教えてほしいか』[と神の御使いが聞くと] 教友たちは『教えてほしいです、神の御使いよ』と答えた。神の御使いは『それはムハリル(チナ・ブタ——編集部註)である。アッラーはムハリルおよびムハリルを許したものを呪われる』』。サイディーナ・ウマルは次のように述べている。「もし私の前にムハリルを連れて来たなら、そのムハリルを許さない。アブドゥッラー・イブン・ウマルも同じ考えであり、必ずや私はムハリルが姦通を行っていると判断する(見なす)だろう」。

預言者ムハンマドの他の教友らもムハリルとの結婚を法的に違反であると見なしており、ムハリルとその夫婦は呪いを受けるのだ。

Q.506 (094-03)

私は関節が弱る病気を患っております。私は断食月の初めに断食を試みましたが、それを行う力がなく、医師は私がもし断食を続けたら健康を害する恐れがあり、さらに私の病気が重くなると言って、私が断食を行うことを禁じました。ゆえに私は村のルバイに尋ねたところ、彼らは断食をする義務はないがフィドヤを払わねばならないと言いました。私はどのような方法でフィドヤを払うべきでしょうか。

A.506

無論あなたも誰が断食を免除されるかに関する法をご存知だろう。それは妊婦、授乳中の女性、非常に年長いた者、病人などである。これらの人々には断食が課されてはいないが、彼らは貧者たちに食べ物を施すことでフィドヤを払う必要がある。このことはイブン・アッバースが伝えるハディースの中で、やり残した一日一日の断食は貧者に食べ物を施すことで償わなければならない、と述べられている。施す食べ物が調理済みあるいは調理前のものであるべきかについての宗教上の定めはないが、それが一日の食事に足る分であることがさらに望ましいとされている。(家を持たない貧者には) 調理済みのものを施すことができるし、あるいは(家がある貧者には) 調理前のもを施すことができる。また日ごとに施すか、あるいは数人の貧者に数日分の食料をまとめて施してもよい。

■ 第95号 [Qalam 1958.6: 6-7]

Q.507 (095-01)

人は常々ダルル・イスラム [インドネシアにおける

イスラム国家樹立を目指した運動]を悪人であり、よく混乱を引き起こし、様々な宗教の信者がいるインドネシアの全域でイスラム国家の樹立をしようとしていると言います。人に我々の宗教を信仰するよう強制することは許されますか。私が最後にこの質問をしたのは、ダルル・イスラム軍は宗教を信仰する人々を捕らえ、イスラム教を信仰するよう強制していると言って騒いでいる人がいるからです。

A.507

ダルル・イスラム軍を悪人と言う人々は彼らの敵である。一方その人たちの見解による善人とは、ダルル・イスラムの中で闘っている信徒だろうが単にイスラムの政治理念を持つ信徒だろうが、多くのムスリムを銃撃するインドネシア軍のことである。アッラーのおことお言葉を守るために戦うイスラム軍兵士は悪人なのだろうか。インドネシアでは大半の人々がイスラム教徒であるが、それを考えるとインドネシアのイスラム教徒にとってアッラーの法を以て裁定を下すことは義務である。なぜなら、もし彼らがアッラーの法を以て裁きを下さなければ、彼らは不義で邪悪で不信の徒になるからである。それゆえに彼らはアッラーのカリマを守り、イスラム国家を樹立することが義務付けられているのである。イスラム国家を樹立することによってのみアッラーの法を実施することができるからだ。質問が多過ぎると我々は答えるのに難儀するゆえ、そうならないようにして頂きたい。社会の中でいつも生じる宗教上の質問は他よりも優先される。よってそれは質問して頂きたい！！

人々にイスラム教を信仰するよう強制することについて、それと戦闘の性質を同一化してはならない。強制は存在しないと我々は確信している。これは単にプロパガンダに過ぎない。すなわち、スカルノが率いる共産主義者たちによるイスラム教徒を侮辱するためのプロパガンダなのである。しかし、とりわけ現在行われている戦闘において逆さに足を吊るされたり、様々な拷問によって苦しめられたりした人がいるなど、イスラム教徒に対する虐待を自分で耳にするだろうか。非イスラム教徒に対してイスラム教を信仰するよう強制したという中傷は、とりわけインドネシアにおいてイスラム教徒の敵がイスラム教徒に向けて放映した古い「映画」に出てくるものである。インドネシアで出されたプロパガンダは、単に一方の側からのものだけだからだ。これこそが我々が知るべき情報なのである。

Q.508 (095-02)

もしイマームが礼拝の先導役になった時に礼拝を止めた場合、マクムム [集団礼拝でイマームに続いて礼拝を行う人] はどのようにイマームの地位を交替、つまり次のイマームを務めればよいのでしょうか。イマームの不在ゆえにマクムムはその中止に従うべきでしょうか、あるいはそうではないのでしょうか。

A.508

この問題に関しては、より詳細な議論が得られるよう、イマーム、マクムム、マスブ [集団礼拝の始まりに遅れ、初めのラカートを行っていない人] に関する礼拝の指南書を読むことを我々はお勧めする。その本はアルウスタズ・アフマド・ソンハジの著作で、カラムから出版されている。価格は1ドル20セントで、表紙が赤と青色をしている。その中でこの事項に関するイマーム・アルシャーフィイーの解釈を得ることができるだろう。

Q.509 (095-03)

“Aku” [僕、俺] という言葉は粗野な言い方であるのに、なぜニカー [婚姻契約] を声に出して唱える際にこの言葉が使われるのでしょうか。またもしニカーを唱える時にそれを “saya” [私] という言葉に置き換えたら、そのニカーは有効ですか、あるいは違いますか。

A.509

“Aku” と “saya” は名前の代名詞として同義であり、よってどちらを使っても有効である。粗野か礼儀正しいかということは、ニカーが有効かどうかには関係がない。

Q.510 (095-04)

数日前にアフマド・フサイン大佐、ダーラン・ジャムビック、ブルハヌディン・ハラハップ、ムハンマド・ナシルなどといった人々から成る革命政府の閣僚らがスラウェシに行くためにシンガポールに滞在しているというニュースが報道されました。彼らは本当にシンガポールに滞在しているのでしょうか。もしそれが事実でないなら、そのようなニュースが報じられた目的は何でしょうか。

A.510

彼らのシンガポール到着のニュースは動揺を引き起こし、結果いくつかの疑問が生じた。結局警察は、彼らがシンガポールに滞在しているとは承知していないと強く表明した。シンガポールを経由してスラウェシに

行こうとしていると非難されている彼らは現在も引き続きインドネシア国民、とりわけイスラム教徒を指導しているということがわかれば、最終的にこの報道が単なる虚偽であることが判明するだろう。アフマド・フサイン大佐はクリンチ、ブルハヌディン・ハラハップはバトゥ・サンカルで、ダーラン・ジャムビックとサファルディンはラリン・グヌン・ブラピ地域で、そしてムハンマド・ナシルはマニンジャウにおいてである。

我々の見解では、このニュースが広められたのには(中央にいる)彼らの敵グループの特定の狙いがあると考えられる。つまり、インドネシア共和国革命政府の追従者たちに対しシンガポール政府が厳しい対応を取るよう中央政府が強く要求するためである。こうしたある一派を侮辱するニュースを作り上げるという手法は、敵を改心させるための共産主義者の手法である。すなわち騒動を引き起こし、その騒動の中で将来的に得られる利益を模索するのだ。騒動を引き起こすため、彼らは現在こうした「政治ゲーム」をマレー半島に持ち込んだのである。そしてこの騒動の中で彼らは敵が拠点を築くことを阻止するために、政府に対し評議会での質疑が行われるよう一部の利用できる人々を利用したのである。そして彼らに利用された人々の大半は、おそらく彼らと共通理解を持つ人々か、あるいは彼ら自身の「友人たち」だろう。

「なぜ汝らはアッラーの道のため(アッラーの御ため)に、そして力の弱い男や女や子供たちを解放するために戦おうとしないのか。みんなああして訴えておるではないか、『おお、我が神よ！この不義の徒ばかりの町から私たちを連れ出し給え』(コーラン「女」の章第75節)¹⁸⁾。

■ 第96号 [Qalam 1958.7:14-16]

Q.511 (096-01)

イスラムにおける民主主義についてご説明頂きたいと思えます。私がこれについて質問するのは、二つの異なる見解を見つけたからです。イスマイル・ムハンマド氏の著書『政治解説 (Suluh Politik)』という本の中では、「イスラム政府は民主主義に基づくものではない。なぜなら、民主主義は法体系のようなもので、そ

18)「これ、汝ら、何ゆえアッラーの御為めに、またあの力弱い男や女や子供たちのために戦おうとしないのか。みんなああして訴えておるではないか、『神様、どうぞ私どもをこの市から連れ出し給え。この住民は不義な徒ばかりでございます。どうぞ貴方様の側から私どもに誰か保護者をお立て下さい。どうぞ貴方様の側から私どもに誰か助け手をお立てください』と(『コーラン(上)』「女」第75節、pp.122-123)。

の行政権は国民が握っているからだ」と述べられています。もう一つの見解ですが、私は最近それを『イスラムの声 (Suara Islam)』第5号に掲載された、「イスラムと政治」と題するジョハリ・アフマド氏の記事の中で読みました。その中で、イスラム、政治、民主主義の三者は互いに繋がっており、分けることはできない、と明言されていました。よって我々はこの二つの立場どちらを指針とすべきでしょうか。

A.511

我々はあなたのおっしゃる二つの記事をまだ読んでいないので、ここではイスラムにおいて採用とされる方法は何かについてしか解説できない。イスラムの原則は民主主義ではなく、また独裁制でもない。イスラムではアッラーの次のような啓示を指針として、合議に基づき行政を行う。「諸事にわたり、彼らと合議(話し合い)なさい。そしてあなた方が(合議の上での決定を)一旦決意したならば、あなた方はアッラーを信頼しなさい」。

イスラムにおける合議は、民主主義のように50%より1票多く投票された際の多数派の意見が採用されるといった、多数決に左右されるわけではない。合議というイスラムの原則はより重要な利益のためである。イスラムにおける候補者は自ら立候補することは許されず、民衆から指名されなければならない。一方、民主主義においては自らの意思で立候補することができる。

あなたがこの事柄に関する研究について、より明確に理解できるよう、我々はアブドゥル・カハル・ムザッカー教授の講演を詳しく見るよう勧める。それは『イスラムの同胞関係』と題してカラムより出版されており、一冊60セン、またムスリム同胞団員には20センで販売されている。そこでこの件についてより明確な説明を得ることができるだろう。

Q.512 (096-02)

イスラム教徒を自認しているのに、信仰告白を唱えることを知らず、また全てのイスラムの五行を理解せず、アッラーの命令も行わない人がいます。その人は異教徒なのでしょうか、イスラム教徒なのでしょうか。また彼らは法的にどうなるのでしょうか。

A.512

二つの信仰告白の言葉を唱えた者は、法的にイスラム教徒となる。その者がイスラム教徒になったならば、おのずとその者は入信したことになり、イスラムの規律に従わなければならない。イスラム教では信者の

イスラム性を検証する必要はなく、もしその者がアッラーの命令を行わなければ、無論罪を負うことになる。もしその人物が新たにイスラム教に入信し、イスラム化されたばかりなのであれば、その者がイスラム教徒になった後は良きイスラム教徒になるよう教えることがイスラム教徒の責任となる。その者はイスラム教徒としての義務を教えられるべきであり、タウヒード[神の唯一性]の知識、礼拝、断食、ザカートと巡礼の法を教授されるべきである。もしその者が放置された場合、その者が罪を負う以外に、その者を取り巻く社会もまたその行為に対し責任を負うことになる。しかし、もしその者が既に指導を受け、その指導に反した場合、その罪は本人に降りかかる。

Q.513 (096-03)

私は1958年の4月と5月発刊のカラムに掲載されたキヤイ・ムハンマド・ハスビ・アッシディキの講演録を読みました。その中で、礼拝で平伏礼をする時、いかなる望みを神に祈願しても許されると述べられていました。よって私は以下のことを質問したいと思います。我々は平伏礼の時に、「我が神よ、全ての災いを除けたまえ」などといった言葉をマレー語で祈願することは許されますか。その祈願は義務の礼拝の時に許されるのでしょうか。あるいはスナナの礼拝の時だけですか、またはハジャットの礼拝[願いが神に許され、祝福されることを祈る礼拝]の時だけですか。

A.513

キヤイ・ムハンマド・ハスビの講演では、平伏礼の時の祈願に関して明確な説明がされており、平伏礼の時こそ神に祈願する最も良き場であるとしている。礼拝では使徒ムハンマドによって示されたアラビア語以外を使用してはならないため、そしてそれはイバーダートの一つであり、全てのイバーダートは唯一使徒ムハンマドが行った通りに行わねばならないため、我々は使徒ムハンマドによって教えられたいかなることに従わなければならないのである。我々が間違っていないければ、使徒ムハンマドは平伏礼の際に12種類もの祈りを唱えた。その言葉に関しては『使徒のイバーダート』という著作の中で研究することができるだろう。そこでは使徒ムハンマドが唱えたいくつかの祈りが記されており、その一つはあなたが言及した通りである。

祈りが神に認められるよう、それをアラビア語で唱え、その意味を誠実に心に留めなさい。あなたが一層慎んで礼拝を行えるよう、その意味を理解しながら

コーラン「開端」の章を読誦するように祈りなさい。この事柄は義務の礼拝の時に行ってもよく、さらにはスナナの礼拝の時でもよい。これは使徒ムハンマドが行ったことである。

Q.514 (096-04)

女性たちの一部には、彼女たちにとって苦痛となっている離婚の多くは、イスラム法が女性の権利を厳格に守っていないことが原因であると見なす者がいます。これは正しいでしょうか。

A.514

それは正しくない！ イスラム教は結婚において女性に大きな権利を与えている。その権利が行使されない理由は、女性たち自身がその権利を知らず、両親もまたその権利を守らないからである。結婚とは一つの契約であり、その中で条件が付されなければ、夫だけに一定の権利がある。しかし、もし両親と女性が婚姻の際に条件を付したならば、双方が同意した場合、タラークの権利は夫自身が握ることができる。他にも多くの権利がある。この問題に関しては既に本誌の中で多く書かれている。もしあなたがカラム誌の第3号から8号までの、ウンム・ムフシンによる「女性の権利と自由」に関する記事を読めば、女性の権利に関する明確な説明を得ることができるだろう。もし我々を取り巻く現状がそうでないとしたら、宗教を責めるのではなく、それを実行しない者を責めるべきである。その権利を守り、また学校で真のイスラム教育が行われるように！

■第97号 [Qalam 1958.8:37-40]

Q.515 (097-01)

私はニサーブ[ザカートが課される最低余剰財産]相当の商業税あるいは物品税を毎年政府に支払う義務を負っています。よってこれを私の商売品に課された義務のザカートの支払いにするつもりでいますが、これはイスラム法的に合法でしょうか、あるいは違いますか。

A.515

政府の税とザカートとは状況が異なる。ザカートは神によってその支払い方法あるいは徴収方法が定められている。その分配方法も同様である。一方、政府の税は人間が作ったもので、その支払いあるいは徴収方法は異なる。その分配方法も同様である。それゆえ、政府に対する税の支払いはザカートの支払いとして考えることはできない。あなたは政府の税以外にザカー

トの支払いもしなければならないのだ。

Q.516(097-02)

ジャワ島の二大都市で共産主義者が市長に任命されたというのは本当ですか。また、ジャワ島の民衆は共産主義者たちに対してどのような見た方をしているのでしょうか。

A.516

本当である！ その内の一つはスラバヤで、もう一つはスマランである。ジャワにおける共産主義の興隆が拡大したのは、インドネシアと中国及びモスクワの共産主義者との間に外交関係が築かれた時であった。これを行った強力な支持者はナフダトゥル・ウラマーであり、マシュミ党はこれを拒んだ。こうした関係構築の結果、ジャカルタで二つの大使館が開設された。それは中国とロシアの大使館である。この大使館の存在により、インドネシア共産党は屋台骨を得ることになった。つまり、彼らが行動するための費用を大使館から得ることができたのである。これにより彼らは活動が容易になった。宗教をあまり理解していない愚かな一般の人々や、さらにはお金のために、以前は宗教を理解していた人々までもが巻き込まれていった。

確かにジャワでの暮らしは困窮しており、それゆえ共産主義者の力がますます強くなっていった。スカルノが共産主義者の支持を必要としていたために、この事態はますます進行した。最終的に彼らは、自分たちが望んだあらゆることを一層自由に行えるようになったのである。これこそがジャワにおいて多くの人々が共産主義支持者となった原因である。生活に苦しむ人々は非常に簡単に影響を受けた。イスラム教徒たちが彼らと対峙することは難しかった。なぜなら、イスラム教徒自身は活動するための資金力を持っていなかったからである。一方この間、彼らの多くは、指導者すらも自分たちの地位を求め、自身の利益のために励んでいるのである。

Q.517(097-03)

我々はイスラム教が慈悲深いことを知っていますが、なぜイスラムでは奴隷を容認しているのでしょうか。

A.517

もしあなたがイスラム到来以前とイスラム到来以後の歴史を読んだならば、イスラム到来以前の社会状況下では、買い取られた奴隷たちに対し激しい暴行が加えられていたことが分かるだろう。彼らは奴隷たちを

価値のない動物として見なし、それを行っていたのである。イスラム到来後、イスラムは次のことを実施した。すなわち、全ての奴隷（買い取られた奴隷）に対して己を守るのと同じように彼らを守り、そして彼らを愛し慈しみ、我々が着ているような服を与え、己の友人や家族を守るように彼らを守ったのである。

社会の奴隷制が消滅するよう、イスラム教は全てのイスラム教徒に対し奴隷となった人々を解放するよう奨励している。預言者ムハンマドの時代及び教友らの時代のイスラム教徒たちは、多神教徒たちから奴隷を買い取り、それと同時に彼らを解放したのである。その時存在した奴隷制は昔（使徒ムハンマドの時代と教友らの時代）の戦争の際に起こった。一方、既に数千年も後の我々の時代にはもはやそうした事態はない。

ここは、どのように預言者ムハンマドの教友らが奴隷自身の権利を尊重していたかについての伝承を書く場ではない。サイディーナ・ウマルは奴隷と順番で乗り物に乗り、結果あの方が目的地に到着した時たまたまカリフであるウマルが歩く順番に当たり、奴隷が乗り物の上に乗っていた。結果それを見た人々が驚いたという事があった。この僅かな説明を以て、イスラムが慈悲深い教えかどうか、そしてイスラムが奴隷と主人、あるいは既に解放された元奴隷とその主人との間に亀裂が生じるよう努め、奨励するといったようなことをしないかどうかは明らかだろう。

アルイマーム・ガザリーは『アルイフヤー』の中で次のように述べている。「奴隷を所有することに関してだが、奴隷は日々の付き合い (mu'āsharah) において守られるべきいくつかの権利を有することが望ましい。使徒ムハンマドは遺言の最後に次のように記している。「アッラーに忠誠を尽くすつもりで、あなたの奴隷に対しなさい。彼らに自分が食べている食事を与えなさい。そして彼らに自分が着ている服を与えなさい。その奴隷のことをまだ好いているなら、その者を世話しなさい。そしてもしその者を嫌っているなら、他の者に売ちなさい。アッラーの僕を虐待してはならぬ！アッラーはあなたが奴隷を所有することをお許しになったが、もし神が御望みならば、他人の所有にさせることだってできるのだ」。

これにより明らかなことは、神は奴隷の存在をお許しになったが、それは奴隷（人の所有下に置かれている人）を虐待してもいいという意味ではなく、彼らに自分と同じ暮らしをさせなければならない、ということである。そして人にとって莫大な報酬となるのは、

奴隷たちを解放し独立させることである。

Q.518 (097-04)

ある人物が妻に対して、「俺はお前と三回のタラークを以て離婚する」、あるいは“Anti talāqun thulātha”という言い方でタラークを宣言しました。そのタラークは法的にどうなりますか。これは一回に数えられますか。あるいは三回ですか。

A.518

使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「イブン・アッバースは伝えている。ある集会でルカーナは妻に三回のタラークを通告したことがあったが、後に彼はひどく悲しんだ。そこで神の御使いは彼に『そなたは彼女にどのようにタラークを申し渡したのだ?』とお尋ねになった。彼は『三回のタラークを申し渡しました』と答えた。そこで神の御使いは『一つの集会上においてか?』とお尋ねになると、彼は『はい!』と答えた。すると神の御使いは『それならば、それは一回(となる)に過ぎない。よってもしそなたが望むなら、そなたの妻を再び娶いなさい』とおっしゃった。ルカーナは『では私は妻と復縁します』と言った(アフマドとアブー・ユラーの伝承による真正ハディース)。

もう一つ挙げる。「マムード・イブン・ラビードは伝えている。ある人が神の御使いに、妻に三回のタラークを一度に宣言した者について報告した。すると神の御使いは怒って立ち上がり、『私がまだそなたたちとともに生きているにもかかわらず、その者はアッラーの啓典を弄ぶつもりなのか』とおっしゃった。そこで一人が立ち上がり、『神の御使いよ、その者を殺してもいいでしょうか』と尋ねた(アルナサーイーの伝承による真正ハディース)。

イクリマは伝えている。「あなたは三回のタラークを一度に宣言したならば、それは一回となる(に過ぎない)。(アブー・ダウードの伝承による真正ハディース)。

以上三つのハディースから明らかなのは、三回のタラークを一度に宣言することは法的に一回のタラークに過ぎず、夫は妻と復縁することが許されるということである。この法は使徒ムハンマドの時代に実施され、カリフ・アブー・バクルの時代にも実施され、またその後カリフ・イブン・アルハッターブの時代、彼の統治下の二年間に及び実施された。カリフ・ウマルはその後三回のタラークを一度に宣言することは三回のタラークに当たると判断した。どのようにしてサイディーナ・ウマルがイジュティハードとしてこの法を

変えたのかは不明である。また、婚姻契約金に関する法的判断を下した際にある女性に非難された結果、彼が公衆の前で言及した時のように、彼の措置を批判する教友らがいたとする文言もない。

しかし、その法を定める権利があるのはアッラーとその使徒ムハンマドであるゆえ、アッラーの使徒ムハンマドが下し、カリフ・アブー・バクルと、同様にカリフ・ウマルの統治下の二年間に及び実施された法的判断を規範とする方がより重要である。なぜなら、もし一つ一つの法の原則を状況の変化に伴い後に変えることができるならば、当然定められた全ての法が状況の変化によって変わってしまうからだ。それゆえに、使徒ムハンマドの法的判断、すなわち三回のタラークを一度に宣言しても法的には一回のタラークに過ぎず、復縁することが許されるという判断を規範とすることがより重要である。

Q.519 (097-05)

使徒ムハンマドにハラルとされたダップ(オオトカゲ)は、現在我々のここマラヤに生息するダップと同じですか。

A.519

『ハヤート・アルハヤワーン・アルクブラー』の本の中に、そのオオトカゲの性質、好物、生態について詳細に述べられている。その好み、好物や事柄は我々のこの地に生息しているオオトカゲと違いはない。あなたは『ハヤート・アルハヤワーン・アルクブラー』の本の中でその事柄を調べることができるだろう。そこで明確に述べられている性質は、我々の見解ではこの地に生息するものと少しも変わりはない。もしあなたがそれを食べるのが好きならば、その法的なイジュマーによればハラルであり、もしあなたがそれを食べたくなければ、それを食べるよう強いる者はいない。なぜなら、問題となるのは法的判断であり、食すことではないからだ。これは各々の食欲次第である。

Q.520 (097-06)

もし国が連邦 Federation 政府になったならば、ブミプトラ [「土地の子」、土着民] 国民の生活発展の状態はどうなりますか。彼らの生活状態は植民地 koloni の立場にある国の生活より良くなりますか、あるいは違いますか。

A.520

Federation とは連邦国家を意味し、そこでは公に関

する事柄の行政が統一され、その税収は状況に応じてそれぞれの国に分配される。一方koloni、すなわち植民地は植民地支配者の手に行政権が握られている。植民地だろうが連邦政府だろうか全くの独立国家だろうが、国民の繁栄はその政府の良い行政から利益を得るための国民自身の真剣さにかかっている。もしその行政が素晴らしく、良い体制が整っているならば国民は繁栄するが、もしその行政が悪くなければ、たとえ独立した自らの国家であっても国民は苦しむことになるだろう。それゆえに、行政における専門家がまだいない国にとっては、まずはその専門家となるように人々を訓練する必要がある。なぜなら、もし業務が専門家によって行われなければ国家の破壊を見ることになるからだ。独立した国家を見るといい。専門家でない人々によって行政が行われれば国民は苦しみ、「指導者」のみが豊かな生活を送ることになる。その結果、最終的に国民は独立後よりも植民地支配下にあった時の方がより楽だったと感じるのである。なぜなら独立を享受しているのは一握りの人間だけであり、一方で一般国民は苦しんでいるからだ。

したがって、あなたに対する回答は以下の通りである。国民の生活の繁栄は行政上の地位にあるのではなく、行政能力にある。その技能に熟達していれば、国民の生活は快適になることを意味する。もし国の行政を専門家でない者が行えば、国民は苦しむことになるのだ。

■第98号 [Qalam 1958.9:38-41]

Q.521 (098-01)

近頃ペナン島のマドラサ [イスラム教神学校]・アル＝マシュフル・アル＝イスラミッヤーは、学生たちの寄宿舎を建設するため、社会くじの収益金を要請しました。つまり、そのくじの収益金は宗教の発展のために使われたこととなります。この件に関して貴殿のご意見はいかがでしょうか。

A.521

その宝くじは法的に禁止である。宝くじを販売するのも、宝くじを買うのも両方とも禁止である。この件に関しては既に本誌のこのコラムの中で詳細に記述した。この宝くじに関しハラルと判断するウラマーは誰一人としていないだろう。しかし、政府が提案する宝くじから得た収益金に関しては、多くのウラマーがそれを受け取るべきだとしている。それは政府から得た収益金 (政府支援) と同じであり、その中には禁止とさ

れる物から徴収した税金が含まれる。この他にも彼らは次のように考えている。もしイスラム教徒たちがこの収益金を拒否すれば、それを他の宗教あるいは他の集団が手に入れることになり、彼らの立場を強化することを意味する。他の集団にその資金が渡るくらいならば、社会の運営と発展のために我々がそれを手に入れることが第一である。

これは一般的な事柄であり、食したならば血肉となる食料品などといった特別な事項ではない。それを他の集団に奪われないように、それを獲得する機会を得るべきだと我々は考える。

Q.522 (098-02)

イスラムの幕開けの歴史を読むと、イスラムの教えを受け入れた若者たちが尋常でない激しい拷問をたとえ受けたとしても、彼らの心が折れることはありませんでした。同様に、アビー・ワッカーズが行った中国や、またここマラヤといったイスラム教の全世界への拡大の歴史見ると、その拡大が実に早く進展していったことが分かります。しかし、現在イスラム教徒は多いのに、なぜイスラムの拡大は昔の人々が成したように急速ではなく、またイスラム教徒は昔の教友らの時代のような信仰心を持ち合わせていないのでしょうか。

A.522

イスラムの布教、あるいはイスラムの教えが、それを受容した人間の精神に強く植え付けられていない主な理由の一つとして、それを授ける、また受容する精神の誠実性と清浄性に左右されることが挙げられる。授ける人間と受け入れる人間の精神に関係があることは確かだろう。もし清らかな精神があれば、無論全ての事柄を誠実に実行するだろう。血の状態が清浄でない人々、すなわち他人の権利を侵食し、出処が不浄な食べ物を食す人々は、この清らかな精神を身につけることができない。

預言者ムハンマドの教友らはこうした事項を遵守した。ある日、カリフのアブー・バクルの召使いが一包みの食べ物を持ち帰った。いつもであればアブー・バクルは先にその食べ物について召使いに尋ねるのであったが、非常に空腹であったためにあの方は尋ねることなく、すぐにそれを食した。しかし召使いはなぜ先にその食べ物について尋ねないのかと注意を促した。その食べ物を食す権利が自分にはないことを知ると、アブー・バクルは急いで喉を突つき、食べた物を吐き出そうとした。しかし、その努力の甲斐もむなしく、そ

れを吐き出すことができなかつた。最終的にあの方は大量の水を飲むよう人から助言を受けた。そしてこの助言が実行に移されると、あの方は吐くことができ、初めてあの方の心は落ち着いたのである。血の清浄性を守る教友らの伝承は数多くある。なぜなら、その人物に許されていない食べ物を食せば、それは血肉となり、そうなればどこに精神の清らかさが存在するというのか。

現在の我々の状態を注視すれば、なぜある人物の布教あるいは教えが聴衆に強い影響を及ぼすことがないのか、またイスラムの殉教者たちが築き上げた精神を100%はおろか10%さえ心に宿すことが難しくなっているのか、ということを考えることができる。

Q.523 (098-03)

近頃、マラヤ連邦の警察帽に印やシンボルとしてアッラーと預言者ムハンマドの御言葉が使用されていることに関するウラマーらの見解について新聞で騒がれています。彼らの一部はそれを良しとし、一部はその見解に異議を唱え、アッラーと使徒ムハンマドの文言を使用しないよう求めています。これについて貴殿のご意見はいかがでしょうか。

A.523

この一つの事項の中には二つの対が存在する。一つは敬うため、一つは軽蔑するため、つまり高めるためと低めるためである。もしアッラーと使徒ムハンマドの言葉を敬うために作られたならば、その敬うという目的を禁じる権利は我々にはない。例えば、アッラーや使徒ムハンマドと記されたお守りを身につけている何人かの異教徒たち、あるいは尊敬の念をもってどこかの良き場所に参拝した何人かの異教徒たちに対して、我々は何もしてはならない。しかし、もし彼らの行為が侮蔑することを目的としていた場合、その侮蔑がイスラム政府の存在しない場所で起こったなら我々イスラム教徒は何もできないが、もしそれがここマラヤのような国で起こったならば、我々はその侮辱を阻止する努力をすべきである。この説明により、一つの事態を引き起こし得る二つのあり方があることが今明らかとなっただろう。

では、着用されている警察のバッジに注目してみよう。それは高貴なる箇所、すなわち頭に使われている。これは素晴らしいことだが、非イスラム教徒たち、あるいはそれを敬うことを知らないイスラム教徒たちによってトイレに持ち込まれるといったような侮辱行為

からそれを守ることを保証するには我々はどうしたらいいだろうか。イスラム法では、利益を得ることより不利益を避けることの方が優先されるべきだと定められている。それゆえ、アッラーの文言への嘲笑になり得ると概ね見なすことができる災いとは何なのかを、我々はまず先に見るべきである。彼らはイスラム教徒たちが容認できない行動を取っていると見なすことができるだろうか。例えばある外来民族の警察官が上述のバッジを伴ってそのままトイレに入り、その行動を不快に感じるイスラム教徒たちによって止められたという事態が起こったとする。当然この事態は望ましくない。したがって、これを提案する人々はもう一度その善し悪しを考えることが望ましい。いずれにせよ(アッラーと預言者ムハンマドのお言葉をトイレに)持ち込むという禁止事項に留意する必要があるからだ。

アーナス・ビン・マーリクの伝える預言者ムハンマドのハディースの中で次のように記されている。「神の御使いは洗面所(トイレ)に入る時、指から指輪をはずされた」(アブー・ダウード、アル=ナサーイー、アル=ティルミディ、そしてアブー・マージャの伝承によるハディース)。歴史では、使徒ムハンマドの指輪に「アッラーの使徒ムハンマド」と刻まれていたことが明示されている。

もし外に置き忘れ失くしてしまうことを恐れるならば、そういった物をトイレに持ち込むことは法的にマクルーフ[禁止ではないが自粛すべき行為]に過ぎないという見解を持つウラマーが何人かいるとはいえ、それを着けている人がその高貴さを認識していないとしたら、そうした行為はまったく好ましくないことは明らかである。イスラム法に則れば、その良さに目を向けるより先に、まずは抵触しない、あるいは悪事を引き起こすことを避ける必要がある。このような全ての行為が、後にアッラーの御言葉を弄ぶという違法行為に含まれることがないように願う。

Q.524 (098-04)

一部の地域で金曜礼拝に参列しない者は全員、法的に罰金が課されるということが新聞でいつも報じられています。しかし、「宗教(イスラム教)には強制があつてはならぬ」と記された一節があります。上述のように強制することは法的にどうなるのでしょうか。

A.524

宗教に強制がないというのは、人にイスラム教への入信を強制してはならないことを我々に示す一節であ

る。なぜなら、イスラム教の信仰は自ら進んで行うべきことだからだ。この節は非イスラム教徒に示されたものであるが、イスラム教徒、あるいはイスラム教を既に信仰している者は自ずとイスラムの規律上に置かれる。彼らには礼拝の義務、金曜礼拝の義務が課されている。そして王（統治者）は、金曜礼拝を怠る者、そしてイスラム教がその信者に対し求める定めに違反する者に対して要求する権利を持っている。各州が施行する法は「えこひいき」されているだけである。すなわち庶民にだけ法が実施され、一方王族あるいは地位の高い人々に対しては施行されていないようなのだ。これこそが、以前この法の制定が人々の反対にあった所以である。

Q.525 (098-05)

どこの銀行だろうと、そこに預金したお金は、金貨、銀貨、あるいは銅貨ではないという理由からザカートの支払いが求められないとは本当ですか。

A.525

昔、紙幣は存在しなかった。貨幣は唯一、金、銀、そして銅に基づき本来価値を備えていた。しかし現在では人々が面倒を嫌い、後から紙幣を作ったのである。一方、製造された各々の紙幣は金と銀で保証されている。紙幣を発行する各政府系銀行はそれを金で保証している。よって紙幣は金あるいは銀の代用品であり、その保証された紙幣が現在我々の間で流通していることは明らかである。以上のことから、紙幣の性質が率に応じて金あるいは銀と同じであることは明らかである。したがって、紙幣であるがゆえにザカートを支払う必要がないと、ザカートを帳消しにするための言い逃れや複雑化を試みるべきではない。ニサーブを満たした場合はそれを支払う義務があり、疑いの余地なくザカートは課される。そしてそれを完遂しない者は罪を負う。そしてもしイスラム政府が存在するならば、それを支払おうとしない地域が存在した場合、そこを戦うべきである。

Q.526 (098-06)

時刻が同じということで、大太鼓（グンダン・ラヤ）が鳴るより先に礼拝を行った場合、その礼拝（時刻）は有効ですか。

A.526

礼拝は、行うべき時間内に行った場合にのみ有効である。もしあなたが礼拝の時刻に入ったと確信したな

らば、礼拝を行えばよい。一方、大太鼓あるいはグンダン・ラヤは指針にはならない。なぜなら、我々は太鼓が鳴っているのが聞こえず、既にその時刻に入ってしまったことが往々にしてあるからだ。こうした事態は常々起こっており、特にスプー〔夜明けの礼拝〕の時間帯に起こる。それゆえ、礼拝は太鼓に合わせるのではなく、時刻に合わせて行わねばならない。

Q.527 (098-07)

我々はどうのようにして現世と来世で幸せになれる人々を見分ける、あるいは識別することができるのでしょうか。それは多くの学問あるいは知識、または財産があるという理由からでしょうか。

A.527

現世と来世で幸せになれる人物を見分ける方法の一つは、その人物が全ての努力、行い、そして勤めにおいて十分に誠実であるかどうかを見ることである。その人物が為す全ての行いは、単に誠実だけを以て為すのでは不十分であり、まずは知識を以て為さなければならない。なぜなら、知識を伴わない行いは当然無駄になるからだ。もし知識がなかったとしたら、その人物は礼拝を誠実に行うことができるだろうか。その答えは勿論否である。なぜなら、礼拝が習得した知識を以てはじめてなされるように、為される全ての行いは知識を伴わなければ完璧にならないからだ。そしてその知識は、誠実に行うという方法だけでは成果をもたらさず、敬虔な行いが必要である。敬虔な行いをし、そしてアッラーの御ために自らの宗教に対し誠意を尽くす者はコーラン「光り」の章第55節の中に記されているアッラーの啓示の通り、幸福を手にする。それは以下の通りである。「そしてアッラーは汝らの内、信じて敬虔な行いをする者に次のように約束し給うた。彼らの先代の人々を地上の後継者とし給うたように、彼（アッラー）は彼らを地上の後継者とし給うことを」¹⁹⁾。

コーラン「女」の章第146節は次の通りである。「改悛し、自らを改め、アッラーにすがり、そしてアッラーの御ために自らの宗教に対し誠意を尽くす者は別で、

19)「アッラーが約束して下さったぞ、お前たちのうち、信仰に入って義しい行いにはげむ者は、必ず地上の継承者（前代の権力を継承して世の主人となる者）としてやろうぞ、継承者を立てて来た例にならって、と。そしてまた、そういう者どものために、特にその嘉み給うた彼らの宗教をゆるぎない基礎の上に据え、今まで散々怖い目に遇ってきたかわり、こんどこそ安心を授けてやろうぞ、と。『あの者どもはわしを崇めておる。わしのほかに何ものをも拜んではおらぬ。』それでもなお信仰に背くような者があれば、それこそ、まことに罪深い人々」（『コーラン（中）』『光り』第55節、p.199）。

彼らはいつも信者と共にある。やがてアッラーは信者に大きな報酬を与え給うであろう」²⁰⁾。

アッラーの使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「アッラーに対し(御ために) *kbalis*(誠実)を尽くす行い、またアッラーのご希望を追求する行いの他は、アッラーはそれを受け入れ給わない」。

誠実さは勤めの柱である。さらにそれは土台であり魂である。その誠実さの中には勤めの目的が内包されている。その中の知識は条件であり幹である。一方、行いはその実りであり、枝である。誠実さが伴わない全ての行いは、無論何も利するところがない。

人の行いが誠実か否か、あなた自身見て取れるだろう。全ての行いと勤めを、知識を持って行い、ひたすら誠実に実践するならば、それこそが現世と来世で幸せになれる人である。

■第99号 [Qalam 1958.10:30-32]

Q.528 (099-01)

純粋なイスラム教の観点から、宝くじは法的にどうなりますか。いつも宝くじの券を購入している人が行っているのは、善行でしょうか、あるいは悪事でしょうか。

A.528

この宝くじに関する法的判断については既にこのコラムの中で詳しく回答し、宝くじを販売し、またそれを購入することは禁じられていると明確に解説した。神の禁じた行いの全ては極めて邪悪であり、問うまでもない。この件に関して過去の我々の回答を詳しく見て頂きたい。現在行われているように、社会くじの賞金の一部を得ることに限っては、我々が既に論じたように、我々の立場を強化するために宝くじの収益金の一部を受け取ることは許される。

Q.529 (099-02)

私はどれが正しく、どれが誤りなのかを出来る限り深く知りたいと心から思っています。現在、一つ一つのイスラム教の問題に関してウラマーらの間に様々な対立が生じている様子を、私は常々見たり聞いたりしています。その理由は、この問題に関して両者の間に見解の相違があり、それぞれが見解を出しているか

らです。一つのグループは、ずっと昔のウラマーとマズハブ[法学派]、とりわけシャーフィー学派の考えに基づいており、ほんの僅かしかハディースとコーランに基づいていません。しかしもう一つのグループは、ハディースとコーラン以外に、ほんの僅かでも他のものに基づくことはありません。

そこで上記の説明から、これが法的にどうなるのかご説明願います。1) 彼らは同じようにハディースとコーランの内容と意図を理解しているのに、なぜ両者の間にそうした対立が生じるのでしょうか。2) あるウラマーがイスラムの宗教上の事柄に関して、唯一ハディースとコーランに基づいたものではない、すなわちハディースとコーランに反する箇所があるファトワを出した場合、そのウラマーの権利は法的にどうなりますか。

A.529

この質問に答えるにあたり、マズハブのイマームたちがいつも注意を促していることをここで述べておく必要があるだろう。それは、彼らは一人の人間の性質として誤ることもあるかもしれないとして、もし彼らの見解がアッラーの聖典と使徒ムハンマドのスンナに反しているならば、彼らの見解を捨て、アッラーの聖典と使徒ムハンマドのスンナを拠り所とせよ、と述べているということだ。

対立(見解の相違)が生じる理由の大半は、ハディースまたはコーランの不明瞭な部分の意味を解釈する際に起きている。彼らは、あることについて説明が不明瞭なコーランまたはハディースにもとづいてそれぞれの見解を出している。通常、もしコーランの中に明確でない部分があった場合、ハディースの中に説明があるのだが、もしハディースの中にも説明がなければ、教友らのイジュマーからそれを得ることができる。そしてイバーダートの事項においてはキヤースが存在しない。キヤースが唯一許されるのは預言者ムハンマドの時代に生じたことがない事象に対してである。よってそれに対し法的判断を下す際は、昔の預言者ムハンマドの時代状況に鑑みて、その状況にキヤースを加えなければならないのだ。各々の法的判断はコーランとハディースにもとづかなければならず、もしコーランとハディースに反する法的判断を下したならば、それは罪である。従うべきはコーランとハディースにもとづいた法的判断である。なぜなら、その中にこそ確たる法的判断が記されているからだ。

20)「だがそれでも、改悛して、罪ほろぼしをし、アッラーにしっかりとおすがり申し、ただアッラーのみを純一に信仰するようになれば、そういう者は信者の真の仲間。必ずアッラーは信者には大きな御褒美を下さろう」(『コーラン(上)』『女』第146節、p.136)。

Q.530(099-03)

アブー・アル＝モフタルに質問を送りたい場合、どこかの住所に送ればいいですか。紛失したムスリム同胞団のバッジの代わりに頼むことはできますか。カラム誌に私たちの写真を掲載してもらうには、どんな条件がありますか。

A.530

1) 以下の宛先に送って頂きたい。シンガポール、ゲイラン・ロード358、カラム、アブー・モフタル宛。
2) 可能である。その条件は、30センを支払い、10センの切手を同封することである。友人と一緒に写真をカラム誌に送ってほしい。神の御心のままに、有益だと判断されれば掲載されるだろう。

Q.531(099-04)

イスラムにおける隣人の権利とは何でしょうか。私がかこれについて質問する理由は、パタニ、とりわけ私の村のイスラム社会が極めて嘆かわしい状況にあると考えるからです。イスラム法の観点からその法についてご説明願います。

A.531

コーラン「女」の章第36節には以下のように記されている。「アッラーを崇めよ。他の何ものをもアッラーと共に崇めてはならない。両親と縁者に優しくあれ。そして孤児と貧者に、重要な隣人に、遠い隣人に、妻に、旅人に、そして汝が所有する奴隷に対しても。まことにアッラーが傲慢不遜な者を愛し給うことはない」²¹⁾。

預言者ムハンマドは次のようにおっしゃった。「アッラーと審判の日を信じると告白した者は誰でも、隣人を傷つけてはならない。そしてアッラーと審判の日を信じると告白した者は誰でも、常に良き言葉のみを語るか、さもなければ沈黙を守りなさい」(ブハーリーの伝承によるハディース)。

「アッラーと審判の日を信じると告白した者は誰でも、常に良き言葉のみを語るか、さもなければ沈黙を守りなさい。アッラーと審判の日を信じると告白した者は誰でも、常に隣人を敬いなさい。そしてアッラーと審判の日を信じると告白した者は誰でも、変わらず *dayfnya* (客人) を敬いなさい」(ブハーリーとムスリム

の伝承によるハディース)。

「信者たちとは人々に信頼される人々である。ムスリムとは、その舌から手に至るまで平和な人々である。ムハージル [預言者ムハンマドと共にメディナに移住した人々] とは悪事から立ち去った人々である。我が身を委ねし神に誓って、邪悪から隣人たちを守ろうとしない僕は楽園に入ることができない」(アブー・ヤラーの伝承)。

(まだ他にも節があるが) 上記に挙げたコーランの一節と、三つのハディースは、いかに我々が隣人に対し良き行いをするよう命じられているかを示している。彼らを妨害することは明らかに禁じられている。

隣人に含まれる人々とは、我々の近所に住む人々である。隣人の中には、我々イスラム教徒、または異教徒、あるいは奴隷、もしくはファシク [イスラム法が禁じた罪を犯した者]、友人、敵、あるいは国民、外国人、縁者である者とそうでない者、家が近い者とそうでない者がいる。隣人にもレベルがある。一つの権利 (隣人としての権利のみ) を有しているのは多神教徒の隣人である。一方、二つの権利、すなわち隣人としての権利及びイスラム教徒としての権利を有している者がいる。また三つの権利、すなわち隣人、イスラム教徒、そして縁者としての権利を有している者もいる。彼らには優しくしてあげなければならない。つまり、例えば贈り物をする、挨拶をする、会った時に相手の表情を明るくさせる、彼らの状況を調べる (研究する)、彼らが必要としているならばどこでも精神的・物質的援助をする、彼らを邪魔したり傷つけたりしない、などといったように、できる限りの善行という形でそれを表すのである。イスラムは隣人の権利を非常に重視しており、イスラム教では隣人を裏切ること大罪の一つと見なされる。我々は彼らに対し善行を施し、幸せを届けなければならない。彼らに良き忠告と教えを授け、心、舌、そして手足を以て、一生懸命彼らのために祈るのである。もし彼らが亡くなれば支えることが我々の義務であり、同様に困っている時には彼らの背負っている困難の軽減のために尽力する義務が我々にはある。

ある人物の、隣人に対する義務に関する問いに対し、使徒ムハンマドは次のようにお答えになった。「もしその者 (あなたの隣人) があなたに助けを求めたならば、その者を助けなさい。もしその者が病氣、または貧困に陥っていたならば、その者を助けなさい。もしその者に何かいい事があった時は祝いの言葉を述べ (祝福し) なさい。もしその者が災難に遭った時は慰めて

21) 「アッラーに仕えまつれ。他の何者をもともに崇めてはならぬぞ。両親にはやさしくしてやれよ。それから近い親戚や孤児や貧民にも、また縁つづきのものや血縁の遠い被保護者、(僅かな期間でも) 一緒に暮した友、道の子 (旅人)、自分の右手の所有にかかもの (奴隷たち) にも。威張りかえった高慢な人はアッラーは好み給わぬぞ」(『コーラン(上)』「女」第36節、p.116)。

やりなさい。その者が死亡した(亡くなった)時は葬儀に参列しなさい。そして同意を得ないまま、その者の家よりも高い家を建て、風を遮る壁を作ってはならない。そしてその者に少し分けてやらない限り、鍋の香りでその者を傷つけてはならない。もし(果物を家に)買って帰ったなら、人目につかないように隠し、あなたの隣人の子供を怒らせようと、あなたの子供たちがその果物を持ち出すようなことがあってはならない」(タバリーの伝承によるハディース)。

アブドゥッラー・ビン・アムルが使徒ムハンマドのために羊を一匹屠殺した時、あの御方はユダヤ教徒の隣人にその肉を少し与えるよう御命じになった。そして預言者ムハンマドは次のようにおっしゃった。「隣人に羊の足を与えることを蔑んではならない」(ブハーリーの伝承によるハディース)。

隣人の権利がどれ程大きいかは、以下の預言者ムハンマドの言葉で総括できるだろう。「ジブリールが常々私に隣人の権利について忠告するので、実のところジブリールは隣人に対しても相続権を与える義務を定めるつもりなのかと私は考えた程であった」。

我々と隣人同士で互いに良い事をしなさい。そして我々や我々の子供による過失が生じた場合は、進んで互いに許し合いなさい。

■ 第100号 [Qalam 1958.11:10-12]

Q.532(100-01)

少し前に、蛇を食べるのは禁止であると述べられた本、『使徒ムハンマドのイバーダート』を人々が批判して大騒ぎになっていました。また、間違えてなければ、蛇の屠殺方法を質問した人がいました。もしそれがハラルと言われているならば、その蛇の屠殺方法を指し示すウラマーもいるはずです。この件に関してご説明願います。

A.532

アル=イマーム・アル=アッラーマー・シハーブ・アル=ディーン・アブー・アル=アッパース・アフマド・ビン・イドリース・ビン・アブド・アル=ラーマン・アル=サンハージの著作『アル=フルーク』の第三部98ページの中で、要約すると以下のように述べられている。

蛇を食すことを好む人は誰でもそれを食べることが許される。但し、毒がある蛇の肉を食べてしまうことを防ぐため、その屠殺方法を知っておく必要がある。この方法については『アル=ムダッワーナー』の中にマールクによる説明がある。『アル=ジャワーヒル』の

著者によると、蛇の屠殺は狩りの獲物を屠殺するのと同じようにすべきだという。彼が明言したところによれば、蛇は傷つけられると弱るため、食べたければ身体のだのの部分も食べることができる。そしてこれこそが、それを食べた者が死亡する原因となっている(つまり、その傷ついた蛇は食べることができるが、切断してはいたためまだ毒を持っており、食べた者に死をもたらす可能性がある——編集部註)。イマーム・マールクは、その『アル=ジャワーヒル』の著者が述べたような絶対的な言い方はしていない。イマーム・マールクはただ「その蛇のある部分を屠殺する時」と述べているに過ぎない。蛇を、ただ狩りの獲物のように屠殺するようには述べていない。このように言われる理由は、蛇の屠殺を完璧に行うことは不可能で、熟練の医師しかそれができないからである。後世の人々が行っている蛇の屠殺の特徴は、治療で使われたり、ハンセン病の治療薬として使われたりしているということである。その方法を要約すると以下の通りである。すなわち、蛇を怒らせない程度にゆっくりと掴む。もし蛇が怒ると全身に毒を持つことになる。杭を一本大きな板の上に立て、蛇の中央部をその杭に据える。次に頭としっぽを掴み、その大きな板の上に水平に置く。頭としっぽが平らになったら、蛇の頭部と胴体の間の太い部分、そしてしっぽから胴体の太い部分を叩き切る。叩き切る道具は、剃刀のように鋭利な鉈、あるいは斧といった鋭く重い物でなければならない。叩き切る時は一気に全てを切り落とさなければならない。叩き切る場合、首側としっぽ側の境界ぎりぎりを切らなければならない。またほんの少しでも切り残しがないように、一度の切断で完全に切り落とす必要があるということを知っておくべきである。ほんの僅かでも皮がくっ付いたままになっていると、そこから毒が切断した蛇の体内に入り込んでしまうからだ。切断の痛みで蛇が怒ることで、ほんの僅かなつながりであっても、その部分を通じて毒が回っていくからだ。切断する時は頭としっぽを同時に切らなければならない。先にやったり後回しにしたりしてはいけないのだ。

以上が『アル=フルーク』の本の説明の要約である。コブラなどといった毒を持つ蛇は、怒ると全身に毒がまわることが一般的であり、ゆえに蛇が噛み付こうとする場合、非常に猛猛に身体を立てて初めて噛み付くのである。

Q.533(100-02)

今日の我が国にいるマレー人と外来民族の水準を比べると、いくつかの分野において劣っているのはマレー人であるということが分かります。我々はこの事を運命に任せるべきでしょうか。ご説明頂ければと思います。

A.533

コーラン「雷鳴」の章第11節には次のように記されている。「まことにアッラーは、いかなる民の(運命も)、彼らが自ら運命を変えようとしないうり、変え給うことはない²²⁾。努力や尽力をせずに運命に任せれば、その者に不運が襲うだろう。預言者ムハンマドは我々にそのように教えるではない。全ての者は一生懸命努力し、一方彼らがそこから得るものに関しては神に委ねるよう命じられている。イスラム教徒にとって努力を諦めることは許されず、同時に神が我々の努力を叶え給うことを神に祈るのである。もし、外来者の産業は進んでいて裕福で、一方我々地元民はそうでないとしたら、それは運命のせいではなく、我々の努力する真剣さが足りないからだ。外来者は精力的に努めている。昼も夜も努力しているのだ。しかし、往々にして我々地元民は少し手に入れば満足してしまい、今あるものを使い果たすまで働こうとしない。それゆえ、外来者と競争、あるいは対抗するには、我々は努力を重ねていかねばならない。我々は運命に任せてはならないのである！こうした事を任せることは不適切である。

Q.534(100-03)

ドラはアミナと結婚し、後に離婚して、ドラとアミナはそれぞれ他の人と結婚しました。その後また離婚、つまりドラはその新しい妻と離婚し、アミナもまたその新しい夫と離婚しました。両人は再婚、つまりドラはアミナと二度目の結婚をしました。その後また離婚し、結婚、離婚、そしてまた結婚しました。したがって、ドラはアミナと四回結婚し、三度(三回)の離婚をしたこととなります。最初の離婚の後はそれぞれ他の人と結婚しました。よって、両人が他の人と結婚した後、ドラとアミナは連続して三回結婚し、二回離婚したこ

22)「前にも後ろにも見張りの天使がついていて、アッラーの命をかきこみ一々監視している。アッラーは、人間の方で自分の状態を変えないかぎり、決してある民族の有様を変えたりなさない。だが一旦アッラーがある民族を痛めつけようという気におなりなされたが最後、もう何者の力をもってしても抑えることなできはせぬ。(アッラー)御自身のほかに、その人たちを守ってくれる者もない」(『コーラン(中)』『雷鳴』第11節、p.49)。

とになります。では、このドラとアミナの四回目の結婚は禁止でしょうか。またイスラム法によると、彼らの離婚回数、つまり最初の離婚はどう数えたらいいでしょうか。後の連続した二回の離婚の一部に含まれると見なされますか。

A.534

この離婚において、一回目の後に復縁することは差し支えない。しかし、二回目の結婚の後に三回離婚した場合、その女性が他の人と結婚しない限り彼らは再婚することができない。離婚を連続して三回行わないことが求められている。もし彼らが結婚して、後に二回離婚し、次にその女性が他の人を夫とし、その後最初の夫と再婚した場合、これは差し支えがなく、以下同様である。しかし既に三回の離婚をした後に再婚する場合、その女性がその新しい夫と結婚し、また離婚しない限り、これは許されない。

Q.535(100-04)

息子と娘が両親の隣で寝ることが許されるのは何歳まででしょうか。同様に未婚のきょうだい(男きょうだいと女のきょうだい)の場合はどうでしょうか。

A.535

一緒に寝ても良いとされる子供の年齢は7歳から9歳である。9歳以降は彼らが同じ場所で寝ることはあまり望ましくない。ましてや彼らが既に成人している場合尚更である。一番良いのは、一緒に寝る事に彼らを慣れさせないことである。なぜなら、そのように一緒に寝ることはあまりよろしくないからだ。

Q.536(100-05)

『神への跪拜』という小冊子の中で次のように述べられていました。「偉大な教友、アブー・ダール・アル＝ギッファーリーは礼拝での跪拜の際、一人一人の名前を挙げて彼の教友70人の赦しを神に請うた」。私の知識のために、ここで以下のことをご説明頂けることを願います。あの方(アル＝ギッファーリー)は各々の跪拜時に赦しを願ったのでしょうか、あるいはそのうちの一回の跪拜時にでしょうか。跪拜時のズィクル[アッラーの御名の念唱]の読誦の後に願ったのでしょうか、あるいはその前でしょうか。マレー語で赦しを請うことは許されますか。礼拝において読むよう命じられている言葉以外を述べた人が行った礼拝は有効ですか。私を指導している先生によれば、礼拝において(命じられた読誦以外に)一文字でも述べたら、そ

の礼拝は無効になるとのことです。

A.536

1) 各々の跪拝の時、あるいは最後の跪拝の時に言うことが許される。2) 最善なのは跪拝時のズィクルの後である。そして、3) 礼拝はアラビア語で行わなければならない、またそれはイバーダートであるため、アラビア語を使わなければならない。『使徒ムハンマドのイバーダート』という本もしくは大きなイスラム法学書では、使徒ムハンマドが行った跪拝時の読誦あるいは祈祷の手本をいくつか得ることができるだろう。

■第101号 [Qalam 1958.12: 22-23]

Q.537(101-01)

マラヤ国民が勉学を続けるためにインドネシア行きのパスポートを取得するのが非常に難しいのはなぜでしょうか。それは英国政府を通じて取得するしか方法はないのでしょうか。

A.537

マラヤ国民になった人がパスポートを取得する、あるいは作ることは難しいことではない。各人がマラヤ国民としての条件を完全に満たした場合、パスポートを取得するのは大変ではない。しかしインドネシアへの渡航の場合、その国に入国し、その上特定の学校で知識を学び追求しようとする者は、そのための申請を英国政府にではなくマラヤにあるインドネシア政府の大使または代表に提出する。インドネシア政府は、渡航を希望する人々あるいは学生の状況を事前に調査する必要があるため、申請が下りづらいのである。後に彼らがそこに滞在する際に、彼らの滞在費を負担し、彼らの安全を保証する人々がいるかどうかを調査するのである。一方、現在インドネシアに大使館を持つマラヤ政府もまた、後に彼らがその地で放置されないように、すなわち彼らが将来直面するかもしれない困難に苦しむことがないように彼らの状況を知る義務がある。なぜなら彼らに困難が生じた場合、マラヤ大使館には彼らを送還する責任があるからだ。我々が知る限り、マラヤ大使が存在するゆえ、もはや英国政府がそれを管理することはない。

Q.538(101-02)

1) 貯蓄銀行に預金すること、2) 生命保険に加入することは、法的にはどうなりますか。3) またもしこの両方の場所に預金することがイスラム教で認められていないとしたら、どのように預金するのが一番いいで

しょうか。

A.538

貯蓄銀行への預金及び生命保険への加入については、既にこのコラムの中で詳しく回答した。貯蓄銀行に関しては、安全のためにそこに預金することは差し支えない。その利子については、それをあなたが受け取った後に慈善団体に寄付すればよい。なぜなら、もしその利子を受け取らなかったら、その利益は再び我々を弾圧し得る他の宗教団体に渡ってしまうからだ。

2) の生命保険に関しても、宗教上それは許されていない、とすでに回答した。三番目の事柄に関してだが、どうやらあなた自身が1) の質問に対し、それは一般的に禁止であると法的判断を下しているようである。実際のところ、利子を得ない限り、そこに預金することは許される。より安全に預金するなら、当然銀行の方が良い。当座預金口座を使うか、貸金庫、すなわち銀行で貸し出している物を保管するための箱の中に預けておく方法である。これは、大都市にしかみられない。家の金も宝石類も、そこに預けておく方が自宅で保管しておくより安全だろう。

Q.539(101-03)

宝くじに当選したばかりの人に物を売ることは許されますか。またそれは法的にどうなりますか(なぜなら、我々に支払われたお金は宝くじの賞金の可能性があるからです)。またそのお金は我々にとっても禁止でしょうか。

A.539

宝くじに関する法は、それに当選した者に適応される。もしあなたが人に物を売って、その人とあなたの間で合意が成立し、そして支払いがされたならば、それを受け取るべきであり、あなたにそのお金の出所を調べる義務はない。

Q.540(101-04)

なぜ我々のマラヤ連邦において、政界にいるマレー人たちはUMNO[統一マレー人国民組織]、PAS[汎マラヤ(のちマレーシア)・イスラム党]、人民党、国家党などといった様々な団体(党)を組織するのでしょうか。これらの党は皆独立を望んでいます。現在UMNOが既に独立を達成したのではないのですか。なぜこれらの異なる党は合併して一つの党になろうとしないのでしょうか。もし一つにまとまったならば、我々はどんなに強くなれることでしょうか。

A.540

「頭には同じ毛が生えているが、意見は相異なる」と我らの老人たちは言う。確かに独立はしたが、独立の意義と内容に関してそれぞれの党が異なった理解をしているからだ。それゆえ、それぞれの党が独立の意義を完全なものとする上で、彼らの理解や考えに従った、それぞれの目標と意図を持っている。自由が与えられたのだから、理解の自由も与えられたのである。独裁国家だけが人間の独立性を抑圧するのだ。

■ 第102号 [Qalam 1959.1: 46]

Q.541 (102-01)

我々マレー人が定めた血縁関係の呼び名は何でしょうか。上から下、また下から上への順序をご説明願います。噂によると、それぞれ七つの順序があるといます。しかし残念なことに、私は十分に尋ね回りましたが、それを整理し、一つ一つの名称をいえる人はいないようです。

A.541

この質問は確かに難しくはあるが、興味深い。なぜ難しいかという、我々が知る限りマレー語には血縁関係の順序の呼び名が、上から下はさておき、下から上に関しては確かに七つもないからだ。これに関しては完全に整った (*bi al-tamām wa al-kamāl*) 七つの順序があるというのはまさにその通りで、それは次の通りである。1) Bapa (emak) [父 (母)]、2) Anak [子供]、3) Cucu [孫]、4) Cicit [ひ孫]、5) Oneng-oneng [玄孫]、6) Piut-piut [来孫]、7) Antah-antah [昆孫] である。

下から上に関してだが、周知の通り四つしかない (『カラム』の読者の中に七番目まで知っている人がいることを願う)。例えば、子供から曾祖父母までは次の通りである。anak [子供]、bapa (emak) [父 (母)]、datuk (nenek) [祖父 (祖母)]、そして moyang [曾祖父母] である。神が最もよく知り給う。

■ 第103号 [Qalam 1959.2: 9-10]

Q.542 (103-01)

シャリーア裁判所がシンガポールに開設されて以来、これまで家庭の秘密となっていた多くの事柄が新聞報道によって大衆に暴露されるようになりました。家庭の秘密を新聞で広く大々的に暴露し、人の不名誉を物語る行為はイスラム法に反する行為ではありませんか。こうした事をそのまま放っておくべきなのでしょうか。

A.542

フシン氏によって幻滅させられたこの事態は、多少なりとも同情心や思いやりを持った多くの人々の心に間違いなく残っただろう。シンガポールにシャリーア裁判所が設立され、二ヶ月前から実働を開始してこの方、これまで隠されていた多くの家庭や家族の秘密が暴露され、衆目に曝すために新聞で広く大々的に報じられたことは否定できない。新聞報道を通じて夫とその家族、または妻とその家族の面子を潰し、名誉を傷つける多くの事柄が、あたかも友を悲しませ、敵を喜ばせる不幸な物語のように公衆に広められた。しかし実際のところ、その半分は憤りゆえに相手に勝とうとして投げつけられた、夫の妻に対する、あるいは妻の夫に対する非難に過ぎない。まさしく、中央に引き出された物語は大抵衆目に曝される。そして例え新聞が大々的に広く公衆に報道したとしても、州法の観点からするとそれは違法に当たらない。しかし、シャリーア裁判所は州の裁判所とは異なるということを認識すべきである。シャリーア裁判所は夫と妻の間に生じた係争を審議することに特化している。家庭と家族の秘密、そして関係者の面子をつぶすことに繋がる全ての事柄は秘密にされるべきで、新聞で報道されるべきではない。こうしたあり方はイスラムの道徳と一致しており、イスラム教ではそのように命じられている。

現在起きているような、裁判所に持ち出された家庭と家族の秘密の全てが新聞報道を通じて公衆に暴露されていることを見過ごしているシャリーア裁判所の態度は、実に嘆かわしいものだった。そうした報道によって心が傷つけられた家族がどれ程いるかは、神もご存じであろう。しかし、その不幸な家族たちはただその事態をアッラーに委ね、以下のアッラーの啓示を固く信じるしかない。「まことに、他人に関する醜聞を広めたがる者どもは、現世でも来世でも痛烈な懲罰を受ける」(コーラン「光り」の章第19節)²³⁾。

これがアッラーの警告である。願わくは悟ろうとする者が悟らんことを。

Q.543 (103-02)

マラヤ連邦の教育大臣キール・ジョハリ氏が行った、国際交流の場において酒 (アルコール) は有用だと言われている、という内容のスピーチに関して貴殿のご

23)「醜聞が信徒の間に弘まるのを見て喜んでような者どもは、苦しい罰を蒙ることになろう、現世でも来世でも。アッラーは何もかも御存知、だがお前たちはなにも知りませぬ」(『コーラン(中)』「光り」第19節、p.192)。

意見はいかがでしょうか。これはイスラム教、すなわちマラヤ連邦の国教で厳しく禁じられている事項を彼が推奨していることを意味するのではないのでしょうか。

A.543

彼のスピーチは非常に嘆かわしいものだった。新聞で大々的に報じられたように、この国のイスラム教徒たちはこれに対し異議を唱え、不満を露にした。その激しい反対は単にUMNO外のイスラム教徒たちだけでなく、UMNO内部の指導者たちからも上がった。民衆がアッラーとその使徒ムハンマドによって呪われる違反行為を行うことを公然と奨励し激励するスピーチは、不適切であることは言うまでもない。ましてやそのニュースがイスラム教を国教とする国の教育大臣から出たものであれば尚更である。実際のところ、彼が提議した酒の有用性はイスラム法に反する以外に事実にも反している。あの方自身が教育大臣になりイスラムの発展と教えに対する責任を負う立場にあることを考えると、なおさら間違っていることになる。役所は、その多くが教育省の管轄下にある千校以上の宗教学校というルートを通じてイスラム教育を管理しているのではないのか。我々の教育大臣に対し我々はまだ疑問を抱いているが、彼の述べた事が二度と繰り返されないこと、そしてこの国のイスラム教を愛する人々が声に出した全ての異議によって、話す言葉と行動を以て良き手本となるべき指導者たちがこれを認識し、自覚することを願う。

■第104号 [Qalam 1959.3: 26]

Q.544 (104-01)

最近シンガポールのある宗教学者が新聞の中で意見を述べていましたが、それは「イスラム法では結婚前に『生活にふさわしい人』を探すために娘が独身男性と知り合いになることが許されている」という内容でした。この見解はイスラムの教えに合致しますか。

A.544

あなたがおっしゃっているシンガポールの宗教学者の見解を我々も読んだが、それは持論に基づいた彼の個人的見解に過ぎず、イスラムの教えに基づいたものではない。イスラム法によれば、娘に求婚しようとする若い独身男性はその娘の顔と両手の掌を見ることが許される。またイスラムの道徳に則れば、彼らの面会はその娘の両親の家において、両家の両親あるいは後見人が見ている前で行われるものであり、例えば多くの人の眼にさらされるピクニック広場や遊園地や聖地

において、意見交換をし、「生活にふさわしい人になるために」、男性が娘を自由に散歩に連れて行くのではない。最も高貴なる聖典コーランと栄光あるハディースには、たとえ妻にしたいからといっても、独身男性が娘と知り合うこと、ましてや娘が両親と後見人の目から離れて散歩に連れて行くのを認め、奨励する文言はない。

アル=ティルミディの伝承によるハディースの中には次のように記されている。アル=ムギーラーという名の男性がある女性に求婚し、その事を預言者ムハンマドが知ると、殿下は彼(アル=ムギーラー)にその女性、つまり婚約者を見なさいとおっしゃり、「それが最も良きことだからだ」とおっしゃった。そうすることで両者の結婚が永遠に続くことを期待したのである。

明らかに、我々の預言者ムハンマドは、将来の妻となる女性の姿をただ見るように命じたに過ぎない。もし彼が彼女を気に入れば、その結婚が永続することを望んだのである。実のところ、現在我々の社会は外国の文化を真似ることを好む病気に冒されているため、イスラムに反する様々な生活様式や慣習で混沌としており、それゆえイスラム社会がイスラムの教えとイスラムの道徳を規範として固く守るよう宗教学者たちが奨励することが大いに必要とされており、その逆ではない。

■第105号 [Qalam 1959.4: 26-31]

Q.545 (105-01)

インドネシアでは依然として反乱が起きています。インドネシアのいくつかの地域でイスラム教徒の一部の国民が支配者に対抗するために蜂起したからです。これは法的にどうなりますか。また、どのようなイスラム法に則った解決法がありますか。

A.545

この問題については、高名なインドネシア人ウラマーであるメダン出身のアル=ファーディール・トゥアン・ムハンマド・アルシャド・タリブ・ルビスにより、彼の著書『イスラム法学に則った反乱及び内乱の解決』の中で詳しく分析されている。以下がその貴重な分析である。

解決の原則 「反乱と内乱」の解決原則は、最も高貴なるコーランの中ではっきりと記されている。「もし信者が二つの集団に分かれて殺し合って(戦って)いたら、汝らが両者を仲裁してやれ。もし両者の内一方が他方に横暴を働いていたら、その横暴を働いた者ども

がアッラーの御命令に戻るまで彼らに戦いを挑むがよい。そしてもし彼らが戻ったならば、両者の間を公正に仲裁してやれ。公正に行うのだ。まことにアッラーは公正な者を愛し給う。まことに信者たちは兄弟である。よって汝らは汝らの兄弟の間を仲裁せよ。そしてアッラーを畏れよ。願わくはアッラーの御慈悲にあずかれるように」(コーラン「私室」の章第9-10節)²⁴⁾。

イブン・ジャリール・アル＝タバリーのタフシール【コーラン注釈】 高名なタフシール学者、イブン・ジャリール・アル＝タバリーは次のようにこの節を分析している。「信者たちよ、もし信者の二集団が互いに殺し合って(戦って)いたら、上述のアッラーの聖典に記された法を説き勧め、それを快く受け入れるのを勧めることで、利益を得て、勝ち取るものこそが両者の公正な平和と呼ばれるものだ。もし横暴を働いた集団がアッラーの聖典に記された法を受け入れようとせず、またアッラーがその創造物に作り給うた公正さに反したのに対し、もう一方の集団がそれを受け入れようとしているならば、横暴を働いた集団がアッラーの聖典の中で説かれた、そしてアッラーの創造物の間で実行されるべき命令に戻るまで、彼らに戦いを挑まねばならない」(Tafsīr al-Ṭabarī 26:73)。

イブン・アッバースのタフシール イブン・アッバースは上述の節のタフシールについて次のように説明している。「実のところアッラーは預言者ムハンマドと信者たちに対し、次のように御命じになった。もし信者の二集団が互いに殺し合って(戦って)いたら、彼らにアッラーの法を説き勧め、そして公正さを以てそれを実行しなければならない。もし彼らにその勧めを受け入れる用意があるならば、アッラーの聖典に記された法に則って彼らに対し判決を下し、それにより虐待を受けた側が虐待を働いた側から正義を勝ち取れるようにすべきである。彼らの中でその勧めを受け入れられない者こそは、誰であれ裏切り者である。イスラム教徒のイマーム(イスラム教徒を統治する君主)は、彼らがアッラーの命令に戻り、強大で崇高なアッ

ラーの法を認めるまで彼らに戦いを挑む権利がある」(Tafsīr al-Ṭabarī 26:73)

総括 イスラム教徒の二つの集団の間に戦い、互いに殺し合う争いが起きた場合に、上述の節はイスラム教徒にとって指針と忠告になる。上記の節によれば、イスラム教徒たちは次のように行動すべきである。第一に、話し合いにより両者を和解させなければならない。和解し、アッラーの聖典に記されている法に戻るよう彼らに勧めるのである。アッラーの法をその和解協議の土台としなければならない。それぞれがその法に従わねばならないのだ。第二に、和解が整えられたにもかかわらず、両者の中に上記のアッラーの法に基づいた和解に応じるつもりがない集団がいたならば、その集団は他方に対し横暴を働いたと見なされる。彼らがアッラーの命令に戻る、つまりアッラーの聖典に記された法に基づく和解に応じる用意ができるまで、彼らに戦いを挑む義務がある。第三に、彼らがアッラーの命令に戻る準備ができたなら、両者を和解させる義務がある。なぜなら、彼らは我々の同胞だからだ。

反乱と内乱 前述の節を、イスラム法学者はムスリムの中で生じた反乱あるいは内乱を解決する際に従うべき原則としている。「反乱」と「内乱」の違いは、次の通りである。まず、本稿における「反徒」という言葉はイスラム法学における“al-baghāh”を意味する言葉として使用することを述べておくべきだろう。“al-baghāh”という言葉の元来の意味は「横暴を働き、乱暴を行う者」であり、一方イスラム法学用語としての「反乱する」あるいは“al-baghī”という用語の定義は「この世の宗教と政治を監視するために預言者ムハンマドの代理人という地位に就くアル＝イマーム・アル＝アズィムに対する服従から離脱すること」である(al-Tuḥfah 9:75を参照せよ)。アル＝イマーム・アル＝アズィムとはイマーム、あるいは極めて偉大な追従者という意味である。ここでいうアル＝イマーム・アル＝アズィムとは首長、あるいはイスラム国家の元首という意味である。イスラム国家の元首は、その統治においてイスラム法を実施することで、預言者ムハンマドの代理人(カリフ)としてこの世の宗教と政治を監視する責務がある。反徒とは、そのイスラムの首長に対する服従から離脱する人々を指す。「服従からの離脱」は単に国家元首として認めないという意味だけでなく、変わらず国家元首としての地位を認めていたとしても、その命令に従わない、あるいは課された義務を果たさないという意味も含まれる(al-Bajramīyy 4: 180)。上記

24)「もし信者同士が二派に分れて喧嘩をはじめたら(メディナではアウス族とハズラジ族とが始終喧嘩ばかりしていた)、お前たちが仲裁してやるよう。それでもまだいずれか一方が相手に喧嘩を売るようなら仕方がない、徹底的にその悪い方を攻めて、アッラーの御命にたち還らせるよう。で、もし彼らがたち還ったなら、改めて双方の間を、公正を旨として仲裁してやるがよい。どこまでも正義を旨とせよ。アッラーは公正な人々を愛し給う。なんと言っても信者はみな兄弟。お前たちにしても、自分の兄弟二人となればどうしても仲よくさせねばならぬはず。何よりもアッラーを懼れまっつことが大切。そうすればきっとお慈悲をかけて戴ける」(『コーラン(下)』「私室」第9-10節、p.137)。

の「反乱する」の定義に基づくと、まずはアル＝イマーム・アル＝アズィムを長として戴くイスラム国家が先に存在すべきであり、そこで初めて「反徒」あるいは“al-baghāh”と言われる集団が存在できるのである。上記の集団は、非イスラム国家には存在しえない。非イスラム国家の国家元首に服従しない人々は反徒と称されることはない。もしそこでムスリム同士の間で戦闘が起きた場合、その戦闘は内乱、すなわち先ほどのコーラン「私室」の章第9節の文言によれば、「集団 tā'ifah」と「集団」との戦いと称することができる。

以下に述べる戦闘や争いは「内乱」といわれるグループに入る。イスラム国家であろうとなかろうと、一つの国で共に暮らしているムスリムの一団と別の一団との間に起こった戦闘や争い。両国が戦闘状態ではないにもかかわらず、ある国の住人であるムスリム集団と、ある別の国の住人であるムスリム集団との間に起こった戦闘や争い。イスラム国家であろうとなかろうと、二カ国が戦争状態にあるがゆえにその両国の住人であるムスリムの一団と他の一団の間に生じた戦闘や争い。非イスラム国家の統治者の軍隊や保護者となったムスリムの一団と、それに対抗するムスリムの一団との間に生じた戦闘や争い。上記の戦闘や争いは全て「内乱」の部類に入る。

さまざまな不服従 アル＝イマーム・アル＝アズィムに服従しない人々のグループは、イスラム法学用語によれば様々な存在し、その解決法もそれぞれ異なる。イスラム法学者は留意すべきいくつかの条件を定めている。条件を満たしているグループには、条件を満たしていないグループとは異なる解決法がある。その条件とは次の通りである。1. シャウカーフ shawkah を持っている。2. 受けいれられるアル＝タウィール al-Ta'wīl を持っている。

シャウカーフとは力という意味である。シャウカーフを持っているとは、力を持っているという意味である。なぜなら彼らは従うべき指導者を戴き、また数が多いゆえに、あるいは統治者が彼らを打ち負かし再び服従させることが困難なほど、統治者に対抗できる強い防衛力を持っているからだ。上述のように力を持っている不服従集団は、「シャウカーフ」を持っている者と呼ばれる。一方、タウィールとは彼らが服従しない根拠という意味だが、その根拠は実のところ正確ではない。実は彼らは誤解している。意味に曖昧なところがあるため、彼らは支配者側に過ちがあると考えているが、実際には支配者に過失はないのである。実際に

は、彼らの行動は良き目的を伴っているのだ。すなわち、罪深く邪悪な行為をその手で変えようとしているのであり、それは以下の預言者ムハンマドの文言になっている。「あなた方の内罪深きことを目にしたものは誰でも、その手でそれを変えなさい……」(ムスリムの伝承)。もしそうした誤解や理解が起こるべくして起こり、その理由が見えたならば、彼らは受けいれられるタウィールを持っている者と称される。

預言者ムハンマドの妻サイダティナ・アーイシャが指揮した「アル＝ジャマルの反乱」と、ムアーウィヤが指揮した「シッフィーンの反乱」を事例として挙げたい。彼らはカリフまたはアル＝イマーム・アル＝アズィムとなったサイディーナ・アリーに対し反乱を起こしたが、その理由はサイディーナ・アリーがサイディーナ・ウスマーン（第三代目カリフ）を暗殺した人々を知っていたにもかかわらず、彼は暗殺を共謀していたため、その件を追及しようとしなかったからだ。上述の根拠（タウィール）をもとに彼らはカリフ、つまりサイディーナ・アリーに対し反乱を起こしたが、実際の出来事は彼らが憶測していたこととは違っていた。実のところ上述の彼らの憶測は間違っていたのである（*al-Muḥalla* 4: 170, *Asnā al-Muṭṭalib* 4: 112, *al-Bajramīyy* 4: 182 など）。「シャウカーフ」と受容できる「タウィール」を持っている反徒は、条件を満たした反徒と言われる。法学書の中で彼らに対する解決法が規定されているが、それを以下に解説する。

反乱の解決 もし上に解説したような条件を満たした反乱が起こった場合、以下のように解決することが望ましい。1) 反徒たちは、まず信頼できる人物を派遣し、彼らは何が気に入らなくて不服従に至ったのかを言明すること。もしこれが功を奏すれば、そこで議論しなければならぬ事柄があるため、聡明な人物を派遣すること。2) もし彼らの横暴行為あるいは彼らが誤解するに至った何らかの原因が明らかになったなら、支配者はその横暴行為を避けるか、あるいは誤解を解かなければならぬ。必要であれば、誤解を避けるために討議し、そして意見交換をしてもよい。3) 意見交換などを行うことによってその横暴行為が根絶されたか、あるいは誤解が解かれたにもかかわらず、彼らになお服従する用意が無い場合、まずは助言を与えることが望ましい。もしそれでもなお、彼らに服従する用意がなければ、彼らに宣戦布告しなければならぬ。4) そして宣戦布告した後でもなお彼らに服従する用意がなければ、彼らが屈し、再び服従するまで戦いを挑ま

なくてはならない。上に解説したように、彼らの元へ使節を送る前に彼らに戦いを挑むことは禁止である (*Asnā al-Muṭṭalib* 4: 114, *al-Muḥalla*, 4: 171, *tafsir Lubab al-Al-Ta'wīl*, コーラン「私室」の章第9-10節, *al-Tuḥfah* 9: 70など)。

損なわれた生命と財産の補償 反乱が鎮圧された時、起きた戦闘で壊されたあらゆるものや犠牲となった人々に対する償いは、それが反徒側によって破壊されたものであろうと、支配者によって破壊されたものであろうと、求めることは許されず、それを補償する義務はない。戦争上の必要外で生じた損害は、償いを求めることができる。前述のように解決することで、反徒集団を降伏させ、再び服従するよう勧めることが容易となるだろう (*al-Ahkām al-Sultāniyyah* 40, *Lubab al-Al-Ta'wīl*, コーラン「私室」の章第9-10節, *al-Muḥalla* 4: 171, *Asnā al-Muṭṭalib* 4: 112 など)。

異教徒への支援要請は禁止 条件を満たした反徒と戦うために非イスラム教徒に支援を要請することは法的に禁止である。『アスナー・アル＝ムッターリブ』第4部115ページの中で次のように述べられている。「たとえズインミー〔イスラム国家内で庇護民となっている非イスラム教徒で、主にユダヤ教徒とキリスト教徒〕の異教徒であろうと、反徒たちを打ち負かすために異教徒の助けを求めることは禁止である。なぜなら我々(イスラム教徒)を打ち負かす権限を異教徒に与えることはハラルではないからだ」

アッラーの啓示は次の通りである。「アッラーは不信仰者どもに僅かたりとも信者たちを打ち負かす道を設け給うことはない」

反徒はファシクと呼ばれることはない 条件を満たした反徒がファシクと呼ばれることはない。『アスナー・アル＝ムッターリブ』第4部112ページには次のように述べられている。「彼らが不信仰者と呼ばれないのと同じように、彼らはファシクと呼ばれることはない。なぜなら、その不服従行為において、彼らの信念に則ってそのような行動を取ることが許されるタウィールを持っているからだ。彼らはただ間違っているに過ぎない」

さらにイスラム法の観点からすれば、もしその集団が条件を満たしていれば、反乱を起こすという語は不名誉な意味ではない。『アスナー・アル＝ムッターリブ』第4部122ページの中で次のように述べられている。「反乱を起こすという言葉は不名誉ではない」。したがって、反乱行為は不名誉である述べるハディース

は、条件を満たしていない集団が起こした反乱と不服従、つまりタウィールがない、あるいはタウィールはあるが明らかに間違っている反乱に向けられたものである。ゆえに本稿の別の部分で、数名の高名な人物が反乱を指揮していたことを読んだとしても驚くことではない。預言者ムハンマドの妻ウンム・アル＝ムーミニーン・アーイシャは反乱を指揮したことがある。預言者ムハンマドの教友ムアーウィヤも反乱を指揮したことがある。預言者ムハンマドの孫サイディーナ・フサインも反乱を指揮したことがある。同じく預言者ムハンマドの高名な教友イブン・アル＝ズバイルもまた反乱を指揮したことがある。

サイディーナ・アリーに従った反徒 カリフとなったサイディーナ・アリーの時代にも反乱は起こった。その反乱はイスラムの歴史上「アル＝ジャマルの反乱」という名で知られている。その反乱は預言者ムハンマドの妻サイダティナ・アーイシャが指揮した。ムアーウィヤが指揮した「シッフィーンの反乱」も起こった。その反徒集団についてサイディーナ・アリーは人から尋ねられた。彼らの質問とそれに対するサイディーナ・アリーの答えは以下の通りである。「彼ら(反徒集団)は多神教徒(不信仰者)と見なされますか」。サイディーナ・アリーは「否! 所どころか彼らは多神教徒(不信仰者)から逃げてきた人々である」と答えた。さらに「彼らは偽善者でしょうか」という質問を受けた。彼は「否! 偽善者とはほんの僅かしかアッラーを思い起こさない者たちである」と答えた。さらに「左様であれば、彼らは一体何者なのでしょうか」という質問を受けた。彼は「彼らは我々に対して反旗を翻した我々の同胞である」と答えた (*Lubab al-Ta'wīl*, コーラン「私室」の章第9-10節)。

条件を満たしていない集団に対する補償 上に説明したような条件を満たしている不服従集団の他に、上述の条件を満たしていない不服従集団がいる。

1) 彼らが明らかに正当な側であり、支配者が明らかに不当な側であるため、タウィールを持つが、シャウカーフを持たない集団である。一方、シャウカーフを持つがタウィールを持たない集団が他にある。つまり、上述の逆のケースである。支配者が明らかに正当な側であり、彼らが明らかに不当な側である場合だ。最初の集団に対する解決としては、支配者が再び正義に従うことが望ましい。支配者が再び正当に戻った後でもなお、彼らに服従する用意がない場合を除き、彼らに戦いを挑むことは許されない。二番目の集団に対する

解決として、支配者は彼らを負かすのにふさわしい方法で行動を起こすことが許される。またもし必要であれば、彼らに戦いを挑んでもよい。なぜなら、そのような集団は正当性に反する者たちになるからだ。しかしながら、もしこの後者に再び勝つことができたなら、損なわれた財産と犠牲になった命の補償は、条件を満たした集団に対する補償と同じように行うことが望ましい。

2) 小規模な集団ではあるが、彼らが明らかに正当な側であり、支配者が明らかに不当な側であるゆえに、シャウカーフを持たないが、タウィールを持つ集団である。一方、他にシャウカーフを持たず、タウィールも持たない集団がある。すなわち上記の逆のケースである。支配者が明らかに正当な側であり、彼らが明らかに不当な側である場合だ。例えば、彼らは強盗または平和を乱す者と化した小さな集団に過ぎない場合である。この手段に対し解決を行う上で、統治者は彼らを負かす権力を行使することが許される。例えば彼らの行動により、犠牲になった命、損なわれた所有権などといった損害があったとすれば、然るべき責任を彼らに負わせなければならない (*Asnā al-Muṭṭalib* 4: 113, *al-Mughnī* 4: 118 など)。

つづく(以上がこの問題に関する、メダン出身のアル＝ウスターズ・ムハンマド・アルシャド・タリブ・ルビス氏の回答の一部である。これは彼の著書『イスラム法に則った反乱及び内乱の解決』の中で詳細に論じられたものである。この回答の続きは次号に掲載する。すなわち、「反乱行為に関する法」、「インドネシアにおける反乱」、そしてこれに関連するあらゆる問題について、より詳細に分析する——アブー・アル＝モフタル)。

■第106号 [Qalam 1959.5: 11-15, 32-38]

Q.546 (106-01)

バトゥ・パハ在住のアフマド・ビン・ハジ・ハスブッラー氏の質問、すなわちインドネシアで依然として起きている内乱と、イスラムの教えに則ったその解決法に対する回答として、『イスラム法学に則った反乱及び内乱の解決』を取り挙げる。

A.546

反乱行為に関する法的判断 イスラム国家元首(アル＝イマーム・アル＝アザム)に服従することは法的に義務である (*Faḥ al-Bārī* 5: 13, *Asnā al-Maṭālib* 4: 110)。よって反乱を起こす、あるいは元首に服従しないこと

は禁止となる。イマーム・ナワウィーは『シャルフ・ムスリム』の中で、イスラム国家元首に服従しないことは法的に禁止であるということは、既にイスラム教徒たちの*イジュマー*となっている、と説いている (*Asnā al-Maṭālib* 4: 111)。一方、ウラマーは条件を満たしている反乱と条件を満たしていない反乱を区別している。『アル＝ザワジル』第2部95ページのシャイフ・イブン・ハジャールの説明によると、条件を満たした反乱は軽い罪となる禁止であり、一方条件を満たしていない反乱、例えばタウィールを持たずに行われた反乱は重い罪となる禁止であるという。それゆえ、イスラム国家元首に対し反乱を起こした、条件を満たしている反徒集団はファシクと称されることはない。なぜならイスラム法学用語に従えば、禁止とされる行為の全てがファシクと称されるわけではないからだ。ファシクと呼ぶべき禁止とされる行為はそれが大罪にあたる場合であり、一方軽罪はファシクと呼ばれない。『ガーヤット・アル＝バヤーン』の330ページには次のように述べられている。「一部のウラマーは反徒のことを、違反行為を行った者と呼ぶ。そして彼らは、全ての違反行為がファシクと呼ばれるわけではないと述べている」。

横暴な国家元首に対し行動を起こすことに関する法的

判断 イスラム法によってその地位が合法とされた国家元首の中には、公正な国家元首と言われる者もいれば、横暴な国家元首と言われる者もいる。公正な国家元首とは、統治を行う上でも、また例えば酔いをもたらす飲料を飲んだり、姦通をしたりといった個人的行為においても、ファシクと称されるような行為を行わない国家元首である。イスラム教徒たちは公正な国家元首に服従する義務があり、服従しない集団はアル＝ブガーフ *al-bughāh* あるいは反徒と称される。横暴な国家元首に対抗する者が反徒と称されるかどうかに関しては、ウラマーの間で意見の対立がある。

イマーム・ムタワッリーの見解 アル＝ムタワッリーは、横暴な国家元首に服従しない人々は反徒と称されることはないとしている (*Hāshiyah asnā al-Maṭālib* 4: 111)。国家元首の任命の最も重要な意義は、信者たちをまとめ、公正さを守り、横暴を根絶することである。彼に権力を委譲することは横暴を働き、ファシクを行う機会を与えるためではない。イスラム教徒の服従を求める国家元首は公正に行動し、横暴行為を避けなければならない。彼自身が公正さを守り、横暴を避ける規範とならなければならないのだ。

イマーム・アル＝キファールの見解 アル＝キファー

ルは、たとえ暴君であったとしても、その国家元首（アル＝イマーム・アル＝アザム）に服従しない人々は反徒と称されるとしている（*Hāshiyah asnā al-Maṭālib* 4: 111）。もし国家元首がファシクとされる行為を行うか、あるいは横暴を働いたとしたら、ムスリムはその行為を禁止すべきである。そしてもし彼が横暴な、あるいは神の命令に反する行為を命じたならば、その命令に従う義務はなく、従うことは許されない。しかしながら、その横暴でファシクとされる行為を禁じるために反乱を起こし、その手から権力を剥奪することは許されない。

イブン・ハズムの見解 イブン・ハズムは以下のような見解を持つ。「正義を勧める、あるいは罪深い行為を禁止し、コーランやハディースの法を守るよう勧め、そして公正に法を実施するよう勧める者に関しては、反徒と称されることはない。反徒と称される者はそれに反する者である」(*al-Muḥallā* 11:90)

イマーム・ナワウィーの見解 イマーム・ナワウィーは『シャルフ・ムスリム』の中で、たとえ国家元首がファシクであり横暴であったとしても、彼に服従しないことは法的に禁止であるとしている。そのような法的判断はムスリムの間のイジュマーとなっていると彼は述べている。このファトワ、すなわち、たとえ国家元首がファシクで横暴だったとしてもそれは禁止であるということがイジュマーとなっていることに関して、ウラマーらの間で議論となった。預言者ムハンマドの教友であり孫でもあるアル＝フサイン・イブン・アリーが、その統治の中で横暴を働いたヤズィード・ビン・ムアーウィヤに対し反乱を指揮したことがあるにもかかわらず、どうしてイジュマーだと言えるのか、と彼らは主張している。また預言者ムハンマドの教友であるイブン・ズバイルも、カリフとなったアブド・アル＝マリク・ビン・マルワーンに対し反乱を起こした。その間、その反乱においてサイディーナ・ハッサンとイズン・ズバイルの側について共に戦った教友やタービーンであるウラマーらも少なくない。シャイフ・アル＝ラムリー・アル＝カビールも、イマーム・ナワウィーがイジュマーだと述べているのは、根拠やタウィールが一つも無いままそうした不服従が行われた場合のことであるという説を唱えている。もし根拠やタウィールがある場合については禁止ではない。よってアル＝フサイン、イブン・ズバイル、そして彼らに追従したウラマーが起こした反乱は、そうした反乱の部類に含まれる（*Hāshiyah asnā al-Maṭālib* 4: 111）。

インドネシアにおける反乱 前号の中で、イスラム法に則りその地位が合法とされた国家元首を推戴するイスラム国家においての、統治者に対する反乱問題を巡るイスラム法学における判断について説明した。もう一つ説明を得るべき問題が残っている。現在のインドネシアにおけるイスラム法に則り、反徒（アル＝ブガーフ）と呼べる集団は存在し得るのだろうか。この質問に答えるには、イスラム法に則り、その地位に座るよう合法的に任命されたアル＝イマーム・アル＝アザムを推戴するイスラム政府がインドネシアに存在するかどうかを調べる必要がある。もしそのようなアル＝イマーム・アル＝アザムを戴く政府がインドネシアに存在しないならば、イスラム法によれば反徒（アル＝ブガーフ）と名指しされる集団はインドネシアに存在し得ない。もし人から問われた時、現インドネシア共和国の国家元首に服従しない人を、イスラム法に則って反徒と呼ぶことができるだろうか。この問いに対し、次のような問いを以て答えなければならない。現インドネシア共和国の国家元首は合法的にアル＝イマーム・アル＝アザムとなったのだろうか。もしインドネシア共和国の国家元首をアル＝イマーム・アル＝アザムと見なすことができず、インドネシア共和国がイスラム国家でないとしたら、彼に服従しない人をイスラム法に則り反徒と呼ぶことはできない。したがって、もしインドネシアでイスラム教徒同士、すなわち服従せず、イマーム・アル＝アザムを推戴しない側と、忠誠心があり、インドネシア共和国の統治者を防衛する側との間に戦闘が生じた場合、その全ての戦闘は単に「内乱」と見なし得るに過ぎない。すなわち、「集団」と「集団」、あるいは先に挙げたコーラン「私室」の章第9節の文言によれば“*tā'ifah*”と“*tā'ifah*”との間の争いと言われようが、先の方で説明した通り、その解決はコーラン「私室」の章第9-10節の中で啓示されたアッラーの忠告に適った方法で行われなければならないのだ。

公式説明によるインドネシア共和国元首の地位 「党」（インドネシア・イスラム同盟党——編集部註）の委員長は1953年1月11日付けで、インドネシア共和国宗教大臣によるインドネシアのワリ・ハキムの指名（任命）に関する声明（No.1/53）を発表した。その声明は、ハジ・ロスリ・アブドゥル・ワヒド委員長、ハジ・ユヌス・ヤーヤ・ファトワ評議会副委員長及びハジ・シラジュッディーン・アッパース党最高評議会議長によって署名

されている。その声明には、例えば以下のような文言がある。「現インドネシア共和国はまだイスラム国家ではない。現大統領は、イスラム教の規則に従ったカリフあるいはイマーム・アル＝アザムとしての地位に就いてはおらず、彼はイスラム法を実施する、あるいはイスラム教の問題に干渉する権限を持っていない」。

上記の声明に関連して、インドネシア共和国宗教大臣の名の下に出された「宗教司法局」の1953年6月16日付けの文書の中に、例えば以下のような文言がある。「宗教省は、我が国は現在まだイスラム国家ではないとする「党」のファトワ評議会に賛同する。この国の大統領のことをイスラム法の解釈に則ってカリフ、イマーム・アル＝アザムあるいはスルタンと称することは今なおできない。しかし我々の見解では、大統領及び最高司令官としての国家元首はズー・シャウカーフ *dhū shawkah* (権力を持つ者——編集部註) であることは既に明らかである……」。この公式声明では、現インドネシア共和国の国家元首はカリフではなく、イマーム・アル＝アザムあるいはスルタンでもないと言明されている。彼は単に「ズー・シャウカーフ」、すなわち権力者であるに過ぎない。よってこの公式声明に基づく、インドネシア共和国の国家元首に従わない人々の集団を、イスラム法に従って反徒(アル＝ブガーフ)と呼ぶことはできないことは明らかである。

国家元首の任命方法 イスラム国家元首はイマーム・アル＝アザム、カリフまたはアミール・アル＝ムニーンと言う。イマーム・アル＝アザムとなる人物の任命は、以下三つの方法の一つを以て行われたならば合法と見なすことができる。その方法とは、バイヤーフ *Bay‘ah*、イスティフラーフ *Istikhla‘f*、そしてイスティラー Istīlā‘である。半分のウラマーはさらに4番目の方法を挙げている。すなわち「シューラー *shūrā*」(協議する) である。一方、もう半分のウラマーはただ上記三つの方法だけを挙げている。なぜなら、「シューラー」という任命方法は「イスティフラーフ」による任命の部類に含まれるからだ (*al-Bughyah* 281, *al-Iqnā‘*, *al-Bajayramī* 4: 18末尾, *al-Muḥallā* 4: 174, *al-Tuḥfah* 9: 76-78など)。

バイヤーフとは、忠誠誓約を行って任命することである (*Muqaddimah Ibn Khaldūn* 174, *al-Bajayramī* 4: 184)。その忠誠誓約は、知識人(ウラマー)、首長、そして高名な人々により明確に表明される。イスラム法学用語では彼らのことを “ahl al-ḥal wa al-‘aqd”、すなわち「解き、そして結ぶ者たち」と言う (*al-Tuḥfah* 9:

76, *al-Bughyah* 281, *Asnā al-Maṭālib* 4: 109, *al-Aḥkām al-Sultāniyyah li al-Hanbalī* 7など)。カリフのアブー・バクルはバイヤーフを以て任命された。

イスティフラーフとは、在世の国家元首が自分の死後後任となる人物を決定するという方法により任命することである (*Fath al-Bārī* 13: 176, *al-Tuḥfah* 9: 76など)。彼は一人だけを指名することもできるが、何名かの候補者を指名し、彼らに選出が委ねられ、将来国家元首となる人物を彼らの中から一人決定することもできる。そのような何名かの候補者を指名する方法のことを、一部のウラマーは「シューラー」と呼ぶ。イスティフラーフの方法による国家元首の任命は、もしそのイスティフラーフを行う国家元首が条件を満たしていれば、合法と見なされる。条件を満たしていない国家元首、例えばダルーラ [必要性] から選ばれた国家元首がイスティフラーフを行うことは非合法である (*al-Tuḥfah* 9: 79)。カリフのウマルとウスマーンの任命はイスティフラーフを以て行われた (*al-Aḥkām al-Sultāniyyah li al-Mawardī* 10, *al-Tuḥfah* 9: 77, *Itmām al-Wafā‘* 11など)。

イスティラーとは支配する、または打ち負かすという意味である。ここでのイスティラーの意味は力で、つまり軍隊などで民衆を支配するという方法で自らを国家元首となることである (*al-Muḥallā* 4: 174)。権力と統治を剥奪することによって権力を握ることはイスティラーと呼ばれる。イスラム法学者はこのイスティラーを合法的なイスティラーと非合法的なイスティラーに分けている。

合法的なイスティラー 国家元首が死亡し、まだその後任が不在の際に行われる場合。在世の国家元首もまたイスティラーを以て権力を取得し、そしてその元首がイマーム・アル＝アザムになる条件を満たしていない時に行われる場合。権力を剥奪された国家元首は、その権力を剥奪された時にマズールされる(地位を解任される——編集部註) (*al-Tuḥfah* 9: 78, *Hāshiyah ‘Amīrah ‘alā al-Muḥallā* 4: 174)。イスラム法学者は、権力を握ることができた、あるいは上に説明したような支配者の手から権力を剥奪し、権力を握るに至った者が国家元首になることは合法である、と考えている (*al-Muḥallā* 4: 174, *al-Tuḥfah* 9: 78, *al-Bughyah* 281, *Taṣḥīḥ al-Tanbīh* 143, *Asnā al-Maṭālib* 4: 110など)。生じた全ての行動と決定は、イスラム法ではイスラム教徒の利益のために合法と見なされる (*Asnā al-Maṭālib* 4: 110)。イスラム教徒の利益のためと言われるのは、もし上述のような彼の地位

と決定及び行動が合法でないと見なされたら、国民生活に様々な混乱と困難が生じるからであり、その結果、彼の判決は非合法となり、彼から任命されたワリ・ハキムも非合法となり、そのワリ・ハキムが執り行った婚姻も非合法となる、などといったことになるからだ。

非合法のイステイーラー バイヤーフ（忠誠誓約——編集部註）を以て、あるいは条件を満たした国家元首によるイステイフラーフを以て任命された在世の国家元首に対し行われた場合（*Hāshiyah al-Sharwānī* 9:78, *Asnā al-Maṭālib* 4:110）。もし異教徒がイステイーラーを行った場合、異教徒がイマーム・アル＝アザムになることは非合法である。

国家元首の責務 イスラム国家元首を任命するのは何のためだろうか。『アル＝トゥーフアー』第9部75ページの説明によると、イスラム国家元首（イマーム・アル＝アザム）には次のような責務がある。「宗教とこの世の政治を守るために預言者ムハンマドの代理人として立つこと」。また『アスナー・アル＝マターリブ』第4部108ページによれば、「使徒ムハンマドの代理人として宗教を守護し、宗教の範疇に入る事柄を保護すること」である。

イスラム国家元首になる人物の合法性 上述の説明に基づけば、イスラム国家元首になる人物の合法性は、以下二つの側面から詳しく見る必要がある。1) その就任から、すなわち上述した三つの方法、つまりバイヤーフ、イステイフラーフ、そしてイステイーラーを以て行われなければならない。2) その責務から、すなわちその就任はイスラム教とこの世の政治を守護する預言者ムハンマドの代理人としての責務のためでなければならない。上記の責務により、その統治において実施される法はイスラム法を意味する。よって、国家元首に就任した人物は、バイヤーフやイステイフラーフを以てではなく、またはイステイーラーを行うことで任命されたのでなければ、イスラム国家元首になることは非合法である。同様に、国家元首になるよう任命された人物が、バイヤーフ、イステイフラーフ、そしてイステイーラーを以て就任したが、預言者の代理人としての責務を果たすために就任したものでなければ、イスラム国家元首になることは非合法である。

国家元首への任命が合法であった時、それがバイヤーフまたはイステイフラーフ、あるいはイステイーラーのいずれの方法で行われたとしても、彼に従うことはイスラム教徒の義務である。その義務はイマーム・アル＝アザムとしての条件を満たした国家元首

への服従に限られたものではなく、ダルーラの国家元首にも服従する義務がある。服従の義務は、神の教えや法に抵触しない問題において生じる（*al-Iqnā' di tepi al-Bujayrimī* 4:188, *Faḥ al-Bārī* 5:13, *Asnā al-Maṭālib* 4:110）。

イマーム任命の義務 イスラム教徒は「国家元首」としてイマームを任命する義務がある。それは義務であり、ファルドゥ・キファヤー〔イスラム社会の一員としての義務〕に含まれるということはウラマーのイジュマーとなっている。イマーム（国家元首）を任命することは法的にファルドゥ・キファヤーであり、それは戦ったり知識を追究したりすることと同種である。もし有資格者の中にイマームになるため前に進み出る人物がいたならば、全ての信徒はその義務から解放される。そしてまだそれを実行する者がいなければ、以下の二つのグループに含まれる人物は進み出なければならない。

第一に、選ぶ資格を有する者はイスラムの共同体のためにイマーム（国家元首）の選出を行わなければならない。第二に、イマームになる資格を有する者は、イマームになるため自ら進み出なければならない（*al-Aḥkām al-Sultāniyyah* 3）。アル＝ガザーリーは次のように説明している。「実のところ、この世の問題を解決する支配者が存在すべきである。世俗の問題を解決することは宗教の問題を解決するために必要であり、宗教の問題の解決は安泰を掴む、すなわち来世の幸福のために必要である。これが預言者たちの言いたいことである。それゆえ、イマームを任命する義務はイスラム法で要求される事項に入るのである。この事項の放棄を許す道は一つもない」（*al-Iqtisād fi al-I'tiqād* 97）。イマーム・ナワウィーは次のように説いている。「ムスリムにはカリフ（国家元首）の任命義務があるということは既にイジュマーとなっている。そしてその義務はイスラム法に則って行うのであって、理性で行うのではない」（*Sharah Muslim* 12:205）。またイブン・ハルドゥーンは次のように述べている。「実のところ、このイマーム（国家元首）を任命することはイジュマーにより義務となっている。よってそれはファルドゥ・キファヤーに含まれる」（*Muqaddimah Ibn Khaldūn* 161）。

イマームの支配領域 イマーム（国家元首）の支配下に入る地域は、イスラム法学用語では「ダール・アル＝イスラム *dār al-Islām*」と呼ばれる。「ダール」は場所という意味である。デサ〔行政村〕、カンボン〔集落〕、州、

そして国は「ダール」と称することができる。なぜなら、これらは全て場所だからである。イマームの支配領域域に入る地域は、その地域の住人がイスラム教徒であろうとなかろうと、「ダール・アル＝イスラム」と言われる。イブン・ハジャール・アル＝ハイタミーは次のように述べている。「そこにムスリムが一人もいなくても、そこがイマーム（国家元首）の支配下であればダール・アル＝イスラムになるという説明を以て十分だろう」（*al-Tuhfah* 9:269, *Tafsīr al-Manār* 10:316, 10:109）。

ダール・アル＝イスラムに関する説明 ダール・アル＝イスラムと呼ばれる地域はイスラム法学用語では三種類ある。1) イスラム教徒の居住地になっている州、カンボン、デサなど。上記の場所はダール・アル＝イスラムと呼ばれる。上述の意味でのダール・アル＝イスラムはイスラム法と多くの関係を持っている。例えば、ある村で人が死亡しているのが発見され、その人物がイスラム教徒か否か不明であったとする。もしその村がダール・アル＝イスラム、つまりイスラム教徒の居住地である村ならば、その遺体をイスラム教徒の遺体と同じように管理しなければならない。すなわち沐浴させ、衣で包み、礼拝を行い、そして埋葬する。これに関連して、「ダール・アル＝クフル *Dār al-kufr*」という言葉がある。その意味は異教徒の村、つまり異教徒たちが住民となっている村である。

2) 住人がイスラム教徒であろうとなかろうと、イスラム政府の支配下に入っている地域。ここでいうダール・アル＝イスラムとはイスラム国家を意味する。上述の意味でのダール・アル＝イスラムもまたイスラム法と多くの関係を持っている。その一つは、イスラム教徒であろうとなかろうと、その地域に含まれた人々が住人としての義務を果たしている限り、その地域の統治者は各住人の生命と財産を保護することである。ダール・アル＝イスラムの地域の中で反乱が起こった場合、反徒集団が支配下に置いた区域は「ダール・アル＝ブガーフ」と呼ばれ、反乱場所を意味する。そして依然として統治者の支配下にある区域は「ダール・アル＝アドル *dār al-'adl*」と呼ばれ、公正な場所を意味する。これに関連して、住民と支配者が異教徒である国家は「ダール・アル＝クフル」と呼ばれ、それは「異教徒の国家」を意味する。ダール・アル＝イスラムと敵対している、あるいは戦争状態にあるダール・アル＝クフルは「ダール・アル＝ハルブ *dār al-harb*」と呼ばれ、戦いを挑んでもよい国という意味である。

3) ムスリムによって支配されたことのある地域、つ

まり以前イスラム国家という意味でのダール・アル＝イスラムであった地域で、後に異教徒によって支配された、あるいは奪われた地域。上記の地域は、たとえ支配の手が入れ替わったとしても、法的には依然としてダール・アル＝イスラムと呼ばれる。その土地はたとえ支配の手が入れ替わったとしても、法的には変わらずダール・アル＝イスラムと称される。この事は、ある人物に合法的に所有権があり、それが他人に奪われ、管轄する手が入れ替わった土地の一画と同じことである。その土地は法的に、最初に合法的に所有していた人物に依然として所有権がある。同様に以前ダール・アル＝イスラムであった地域は永久的に法的にダール・アル＝イスラムである。この問題に関連するイスラム法の一つとして、再びその土地をダール・アル＝イスラムに戻し、直ちにイスラム教徒の支配下に入れるために戦う義務がイスラム教徒にあることが挙げられる（*Al-Tuhfah* 9:269, *al-Bughyah* 289, *Tafsīr al-Manār* 10:313, 316）。

『ブグヤー・アル＝ムスタルシディーン』209ページでは次のように述べられている。「よってバタビア（ジャカルタ）の土地、さらにはジャワ（インドネシア）の土地はダール・アル＝イスラムであることを知っておくべきだろう。なぜなら、異教徒によって支配される以前はムスリムによって支配されていたからである」。

国家元首の種類：イマーム・アル＝アザム 「バイヤーフ」、「イステイフラーフ」、そして「イステイーラー」の方法で国家元首となった人物は、イマーム・アル＝アザムになる条件を満たせばイマーム・アル＝アザムになると言われている。その条件とは、『アル＝トゥーフアー』第9部75ページによれば次の通りである。1) イスラム教を信仰する者、2) ムカッラフ（成人）、3) 自由人（奴隷ではない）、4) 男性、5) クライシュ族、6) ムジュタヒド [イジュティハードを行う資格のある法学者]、7) 勇気があること、8) 聡明 *dhū ra'yi* であること、9) 聞いて、見て、語るができること、10) 公正であること（ファシクではない者）、11) 起きて活動することを阻む障害がない、健やかな身体であること。上記のクライシュ族であることを定める五番目の条件については、ウラマーの間で意見の対立がある。カーディー・アブー・バクル・アル＝バキッラーニーは、それは条件にはならないと述べている（*Muqaddimah Ibn Khaldūn* p.162を参照せよ）。

イマーム・ダルーラ ダルーラとはアラビア語で必要という意味である。例えばカディあるいはハキムの役

職には、カディやハキムの条件を満たす人物が任命されなければならない。その条件の中に、その人物はムジュタヒドである法学者であるべきというものがある。信者が事柄を解決し判決を下すカディやハキムを必要とした時に、ムジュタヒドである法学者が見つからない場合、ムジュタヒドではない学者を任命することが許される。そのようなカディあるいはハキムはダルーラのカディあるいはハキムと言われる。これは条件を満たしていないが、ダルーラ（必要）のために任命せざるを得ないカディあるいはハキムという意味である（*al-Tuhfah* 10:114）。国家元首（イマーム・アル＝アザム）もまた同様である。イマーム・アル＝アザムの条件を満たす人物が見つからず、一方信者が国を指導する国家元首を必要とした場合、条件が不十分な人物を任命することが許される。そうした国家元首はイマーム・ダルーラと呼ばれる。それは条件が不足しているがダルーラ（必要）のために任命されたイマームという意味である。

3) ワリー・ビ・アル＝シャウカーフ *Walī bi al-shawkah*

ワリー・ビ・アル＝シャウカーフとは力で権力を手に入れた支配者という意味である。ワリー・ビ・アル＝シャウカーフとなった者は、イステイーラーで権力を手に入れたが、イマーム・アル＝アザムとしての条件を満たしていない人物である。

イステイーラーによって権力を手に入れたイスラムの国家元首は二つに分けられる。第一に、イマーム・アル＝アザムになった時点で十分にイマーム・アル＝アザムの条件を満たしていた者。第二に、単にシャウカーフによって権力者となったが、イマーム・アル＝アザムとしての条件を満たしていない者（ワリー・ビ・アル＝シャウカーフ）（*Bughyah al-Mustarshidīn* 281）。

4) ズー・アル＝シャウカーフ *Dhū al-shawkah*

ズー・アル＝シャウカーフとは、力を有している者という意味である。『ブグヤー・アル＝ムスタルシディーン』281ページには次のように述べられている。「ズー・アル＝シャウカーフの意味は、たとえスルタンが手にしているような恐れを抱かせる武器や軍隊などを持っていない統治者に対する忠実、忠誠、服従である」。人々によってその命令が遵守され、従われ、服される者はズー・アル＝シャウカーフと呼ばれる。力を有し、その命令が遵守され、従われる国家元首は、たとえイスラム教を信仰せず、またその国がイスラム国家でなかったとしても、ズー・アル＝シャウカーフと称される。その地域で権力を握り、追従者たちに従われる反徒の指

揮者はズー・アル＝シャウカーフと呼ばれる。前号で解説したインドネシア共和国宗教省の公式説明によれば、現インドネシア共和国元首もまたズー・アル＝シャウカーフである。

ワリー・アル＝アムル・ダルーリー・ビ・アル＝シャウカーフ *Walī al-Amr Ḍarūrī bi al-Shawkah*

1954年3月に現インドネシア共和国元首にワリー・アル＝アムル・ダルーリー・ビ・アル＝シャウカーフの地位を与える試みがなされた。これはインドネシア共和国の宗教大臣でナフダトゥル・ウラマー出身のキヤイ・ハジ・マシュコールによって指名され選ばれた数人のウラマーらによる会議決定の結果である。上述の会議は宗教大臣自身が指導し、チアンジュールのチパナスで1954年3月2日から7日まで続けられた。その会議の中でとりわけ以下の決定が下された。1) 国家元首としての大統領と、憲法第44条で示されたような国家の機構、すなわち内閣や議会などはワリー・アル＝アムル・ダルーリー・ビ・アル＝シャウカーフであること。2) 国民はイスラム法に反しない事項に関してワリー・アル＝アムル・ダルーリー・ビ・アル＝シャウカーフに従うこと。3) 大統領から宗教大臣へ、そして大統領が任命した人物へと渡されたワリー・ハキムの任命書は合法であり、そこには地域の慣習に則って「解き、そして結ぶ者たち」と言われる有力者たちが指名したワリー・ハキムの任命書も含まれること。

1954年3月8日付けの「宗教司法局」の局長による原稿の写しによると、宗教大臣であるハジ・マシュコールはその決定に賛同した。その決定はインドネシアのイスラム教徒の間で公に議論となった。そして新聞を通じて人々によって数多くの異議が唱えられた。インドネシア・イスラム同盟党の副党首アルジ・カルタウィナタは、臨時国会の場で激しく異議を申し立てた。一方、議員の一人が政府に対して質問状を出した。上述の問題に関連して、その時期インドネシアで重大な事件があったことを知っておく必要がある。それは、アチェの住民がインドネシア共和国の支配者に対し激しい闘争を行い、アチェが1949年8月17日にカルトスウィロヨによって宣言された「インドネシア・イスラム国」の一部になることが宣言したことだ。インドネシアは行政においてイスラム刑法を適用し実施するイスラム国家ではなかったが、上述のアチェ住民の闘争をイスラム法の観点から法的判断を下し、彼らを「アル＝ブガーフ」（乱暴狼藉を働く反徒——編集部註）の集団に含めるために、非イスラム国家において公的地

位にある宗教大臣がその決定を利用しようとしたのではないか、と人びとは強く疑った。1954年3月20日、インドネシア共和国宗教省は、その決定におけるワリー・アル＝アムルという用語はアラビアのルガ(言語)に従ったものだという説明を出した。さらに、その決定はワリー・ハキムの任命書問題に対処する上で特別に使用されることを明らかにした。その中でも次のような説明がなされている。「……そしてイスラム諸国においてはワリー・アル＝アムルという用語は通常国家元首を称すものではないが、アラビア語のルガ(言語)解釈に従えば、権力を持つ指導者(政府)をワリー・アル＝アムルと称することができる」。続いて以下のような説明がなされている。「この説明から、チパナスにおけるウラマー会議の場で使われたワリー・アル＝アムル・ダルーリー・ビ・アル＝シャウカーフという用語は、ワリー・ハキムの問題に対処するため特別に使われたことは明らかである」。以上が宗教省の説明である。

もし上述の宗教省の説明が、その決定におけるワリー・アル＝アムルの意味するところは単にアラブのルガ(言語)に従ったものに過ぎず、イスラム教に従ったワリー・アル＝アムルではなく、また「ワリー・アル＝アムル・ダルーリー・ビ・アル＝シャウカーフ」という用語はワリー・ハキムの問題に対処するために特別に使われたと認めるものであったならば、以下のように記された第二の決定との関連性はどのようなのだろうか。「国民はワリー・アル＝アムル・ダルーリーに服従する義務がある」。

この第二の決定は、この決定における「ワリー・アル＝アムル」の意味するところはイスラム教に従ったワリー・アル＝アムルである、ということを示している。なぜならアラブのルガ(言語)に従うならば、ワリー・アル＝アムルに従う法的義務はないからだ。前号の中で提示した説明から、現インドネシア共和国大統領は、その就任の観点からしても、その責務の観点からしても、イスラム的に「ワリー・アル＝アムル」と称することができないことが明らかとなっている。預言者ムハンマドの代理人としての責務のためにバイヤーフまたはイスティフラーフという方法で、あるいはイスティラーという方法で就任したわけではない。暫定憲法第47条によると、現インドネシア共和国元首はその任命の際、暫定基本法(憲法——編集部註)に対し忠誠を誓う。そしてインドネシア共和国で実施されている規則はイスラムの法や規則ではない。

インドネシアにおいてワリー・ハキムの任命が合法

とされるのは、インドネシアの支配者がシャウカーフ(ズー・シャウカーフ)を持つからであり、イスラムに則ったワリー・アル＝アムルになったからではない。ワリー・ハキムの任命を行う者はイマームやイスラムに則ったワリー・アル＝アムルだけに限られるわけではなく、以下の三つの集団のいずれかが行うことができる。1) イマーム・アル＝アザムあるいはその代理人、2) ズー・アル＝シャウカーフ、3) 「解き、そして結ぶ人々」と呼ばれる有力者。もしその地域にイマームあるいはその代理人がいない場合は、ズー・アル＝シャウカーフが任命することができる。そしてもしズー・アル＝シャウカーフがいない場合には、「解き、そして結ぶ人々」が任命することができる(*Al-Bughyah* 308, *I'ānah al-Ṭālibīn* 4:210)。

国家元首の辞任 イマームあるいは国家元首は以下四つの理由のいずれかに当てはまる場合に辞任する。1) 辞職する、すなわち自らをマズールする(解任する——編集部註) 場合(*al-Bughyah* 281)。2) 解任する理由がある場合。その理由とは、背教する、長期にわたり正気を失う、両目が見えない、例えば両手や両足が切断されるなど、肢体が欠如しているため働いたり起きたりすることができない、といったことである。またこの他にもウラマーらの間で議論となっているいくつかの理由がある(*Al-Ahkām al-Sultāniyyah li al-Māwardī* 15-18, *Itmām al-Wafā'* 13, *Hāshiyah al-Sharwānī* 9:75)。3) 異教徒に捕われ、もはや解放される望みがない場合。もしその拿捕した者が反徒だった場合、おそらくその反徒集団は自分たちの国家元首を任命し、捕らえられた国家元首が解放される望みはないだろう。もし反徒集団がまだ自分たちの国家元首を任命していなければ、たとえ解放される望みがないとしても、彼が解任されることはない(*l-Ahkām al-Sultāniyyah* 3, *li al-Māwardī* 15-18, *al-Ahkām al-Sultāniyyah li al-Hanbalī* 16, *Asnā al-Maṭālib* 4: 111, *al-Tuhfah* 9: 79など)。4) シャウカーフを失う場合。もし国家元首がイスティラーによって力を得ており、同時にイマーム・アル＝アザムの条件を満たしていない場合は、シャウカーフまたは権力を失った時、マズール(解任)される(*al-Bughyah* 281)。

インドネシアにおける戦闘の解決 イスラム国家元首になる人物の任命方法はどのようなのか、またその合法性はどのようなのかを知り、イスラム法に則した責務を知ることを経て、以下の結論が出せるだろう。すなわち現インドネシアの国家元首は、条件を満たして

いようとダルーラであろうと、今なおイマーム・アル＝アザムのグループに含まれない。同様に、ワリー・ビ・アル＝シャウカーフのグループにも入らない。上記の地位の呼称は、イスラム法を実施するため、預言者ムハンマドの代理人としての地位に任命された国家元首に対し特別に与えられるものである。

この問題に関して、私はインドネシア共和国の宗教大臣が行った公式説明に賛同する。つまり、前号の中で解説した通り、現インドネシア共和国の国家元首のことをイスラム法の解釈に則ってカリフ、イマーム・アル＝アザムまたはスルタンと呼ぶことは未だできない。そしてインドネシア共和国は未だイスラム国家となっていない。現インドネシア共和国元首はズー・アル＝シャウカーフに過ぎない。したがってインドネシア共和国とその新たな行政機構との連携は、「願望に応じた状態にもとづいて」人間が設けた世俗の組織であり、未だにそれは宗教法と結びついた組織の範疇に含まれない。それゆえ、イスラム教徒は、イマーム・アル＝アザムに対してのように服従する法的義務はない。そして彼に服従しない集団をアル＝ブガーフ（乱暴狼藉を働く反徒——編集部註）と称することは未だできない。上述の全ては、イスラム国家と言われる宗教組織として結びついた国家の国家元首に対して適用されるイスラム法である。よってインドネシアにおいて、インドネシア共和国の政府軍につこうとつくまいと、もしイスラム教徒同士の戦闘が起こった場合、そこで我々がイスラム式に解決しようとする際には、反乱として対処されるイマーム・アル＝アザムに対する抵抗という観点からではなく、その戦闘が単なる内乱あるいは集団対集団の戦いであるという観点から検討しなければならない。一方、ムスリムたちの中から解決を行う「仲裁者」として立ち上がる人が出てくることが望ましい。それは本稿の初めにそのタフシールを解説したコーラン「私室」の章第9-10節の中のアッラーの啓示の通りである。さらに、『タフシール・アル＝マナール』第6部367ページの中で、次のような見解が述べられている。「もしこの世に公正で、イスラム法制度を確立する支配者と、横暴で、イスラム法を遵守しない支配者がいたら、イスラムを信仰する人々は皆、前者を一生懸命支援する義務がある。もしムスリムの一団が別の者に横暴を働き、また彼らが刀を使った時、両者が和解できなかった場合、横暴で敵対行為を行う側が再びアッラーの命令に従うまで、ムスリムたちは彼らに戦いを挑む義務がある」。

インドネシアのイスラム教徒のイマーム任命義務

インドネシア共和国は現在に至るまで、イスラム式に任命され、イスラム法を実施する責務を果たす国家元首を未だ推戴していない。それゆえ、インドネシアのイスラム教徒は、イスラム教とこの世の政治を守護及び保護し、イスラムの教えと法が然るべく実行されるように、預言者ムハンマドの代理人としての責務を果たす人物がインドネシアの政府首脳陣を掌握するまで、国家元首の擁立を実現するために戦う義務がある。我々は強大で崇高なアッラーに、この戦いの実行においてその御導き、援助、そして特別は御配慮を請う（これがアル＝ファディール・アル＝ウスターズ・ムハンマド・アルシャド・タリブ・ルビスの論文の結語である——アブー・アル＝モフタル）。